

# CHUO SOGO LAW OFFICE NEWS



## 弁護士法人 中央総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階  
電話 06-6365-8111(代表) / ファクシミリ 06-6365-8289  
東京事務所 〒100-0011 東京都千代田区内幸町1丁目1番7号 NBF日比谷ビル11階  
電話 03-3539-1877(代表) / ファクシミリ 03-3539-1878  
京都事務所 〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階  
電話 075-257-7411(代表) / ファクシミリ 075-257-7433

<http://www.clo.jp>

2018 新春号

2018年1月発行 第89号



## ご挨拶

新春を迎え、皆様方には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

弊事務所は、本年、創立50周年を迎えます。これもひとえに皆様方のご支援の賜と厚くお礼申し上げます。

昨年、成立・公布された国民や企業の契約の基本ルールである民法(債権関係)改正法が、2020年4月1日より施行されることになりました。施行までに改正民法に対応した準備が整えられることとなります。契約書や約款の改訂作業を進めていく必要があります。また、国民生活に重要な関わりのある相続法制の見直しも行われており、本年には法制審議会の答申が予定され、順調にいけば次期通常国会に改正法案が提出される見込みです。

本年1月から、堀越友香弁護士、柿平宏明弁護士、赤崎雄作弁護士が弊事務所のパートナー弁護士に就任することになりました。パートナーとしての責任を果たし、皆様のご信頼に応えていただけるものと確信しています。何卒よろしくお願いたします。

また、同じく1月から、弊事務所に、昨年12月に司法研修所を修了し弁護士登録した松井立平弁護士、大塚由梨弁護士、菊地悠弁護士、丸山悠弁護士、笠木貴裕弁護士を迎えました。大阪事務所には大塚弁護士、菊地弁護士、笠木弁護士の3名の弁護士が、東京事務所には丸山弁護士が、京都事務所には松井弁護士が各々勤務することになります。いずれも意欲にあふれた新進気鋭の弁護士です。私どもと同様、何卒ご厚誼を賜りますようお願い申し上げます。

掲載している写真は一般社団法人金融財政事情研究会が主催し、弊事務所も協賛させていただいております「ファイナンシャル・ランナーズ駅伝2017」に弊事務所から出場した選手、応援団の諸君と一緒に撮った写真です。全国から323チームが出場するという盛大な大会となり、爽やかな晴天の下、リフレッシュさせていただきました。

本年も所員一同更なる研鑽を重ね、充実した体制でその職責を全うして参りたいと存じます。何卒倍旧のご指導、ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

会長弁護士 中 務 嗣治郎



# 創立50周年を迎えて



会長弁護士 中務 嗣治郎

弊事務所は、1968年(昭和43年)4月1日、私とその前身である中務法律事務所を開設して以来、本年3月31日をもちまして満50年を迎えます。

半世紀に及ぶ事務所の歩みのなかで、事務所にとって最も大きな危機を迎えたのは、事務所開設後わずか2カ月ほどしか経過しない時に、私が、過労のためか突然急性腎盂腎炎に罹患し、それから約1年間入退院を繰り返し、ほとんど執務ができない状態になったことでした。クライアントに多大な迷惑をかけるとともに、発足したばかりの事務所の経営が根底から危うくなりました。しかし、その時の悲痛な経験により、依頼案件に対しては、共同して組織的に対応し、事務所の経営も個人的経営から組織的経営へと脱皮する必要があることを身を以て痛感するに至りました。クライアントの温かい理解と友人の弁護士のサポートにより、危機を脱しましたが、この時の想いが、今日、事務所が50年の歴史を形成するに至った原点となり、業務運営の理念となっています。

翌々年から継続的に有能なアソシエイト弁護士を招聘し、次第に依頼案件を組織的に対応できる体勢を整えるとともに、所属弁護士の専門分野における研鑽と誠実で迅速な対応により、クライアントの皆様のご信頼も深まり、法律事務所として順調に発展してまいりました。

1989年(平成元年)には事務所の経営形態を所期の目的どおり共同事務所として事務所名を中央総合法律事務所と改称、2003年(平成15年)には事務所を法人化して弁護士法人中央総合法律事務所となり、同時に、東京事務所を開設いたしました。また、2009年(平成21年)には京都事務所を開設しました。そして、所属弁護士の国内外の留学を積極的に支援し、中央官庁に出向した弁護士や海外留学をした弁護士も増加しました。世界85カ国、弁護士4500名を要する国際的な法律事務所のネットワークである「GLOBALAW」に加盟、所属の弁護士数も増え、現在、弁護士53名(官公庁勤務中3名、外国法事務弁護士1名、外国弁護士1名を含む)が在籍し、訴訟案件のみならず、国内・国外の専門的分野における法的サービスを提供できる体勢を整えることができました。これもひとえに多くの依頼者の皆様のご支援の賜であり、衷心より感謝を申し上げます。

この50年間、社会経済情勢は、バブル経済とその破綻、最近では国際化の一層の進展と経済の多様化・複雑化、IT革命の浸透と目まぐるしく変化しています。法曹の世界も、法科大学院の設置、司法試験制度の改革など大きな変化がありました。

創立50周年という節目の年を迎えるにあたり、次の50年に向け更なる飛躍を目指して、所員一同研鑽を重ね、社会経済の法的ニーズに的確に対応し、皆様のご信頼に応え、その職責を全うしてまいります所存でございます。何卒、今後ともご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、右の写真は、私の健康や家庭を支えてくれた妻和美と一緒に海外旅行をしたときのスナップです。創立50周年にあたり感謝をこめて掲載させていただきました。



# 謹賀新年

旧年中は大変お世話になり、有難うございました。  
本年も所員一同「至誠」を心掛け職務に当たる所存でございます。  
よろしくお願い致します。



## 弁護士 岩城 本臣

昨年9月、ミサイルが飛び交う中(?)中朝国境の町“丹東”に旅しました。“光と影、明と暗”、川を挟んだ向こう岸はまばらな蛍光灯しかない“暗”、こちらはネオン輝く“明”。体制・リーダーの選択の結果如何の差を眼前にして、改めて選択の大切さ、厳しさを強く感じてきました。誤りなき選択を目指す今年にしたいと考えています。



## 弁護士 加藤 幸江

事務所は今年創立50周年を迎え、私も法曹になってそれに近い年月を歩んできました。入所時は数名だった弁護士も50名を超えました。事務所が大きく発展していく波の中に身を置けたことは幸せでした。  
この50年で世の中も大きく変わりました。特に人工知能(AI)の発達はめざましく、いずれは現在ある職業の多くがAIに取って代わるのではないかと言われています。しかしながら、人間にはAIが決して代わるできない部分があると信じています。  
(写真は熱海市の起雲閣です。)



## 弁護士 森 真二

弊事務所も50周年を迎えることになりました。中務嗣治郎会長弁護士が歴史を積み重ねてきた結果です。私が事務所に入ったのが1988年、30年前です。その頃の事務所の弁護士数は8名でした。現在53名にもなりました。中務弁護士以下、弁護士として誠実に対応してきたことが、顧客の方に認められてきた結果だと勝手に自負しています。これからの弊事務所は次代の弁護士が引き継いでいきます。新しい時代に対応できるように一層の努力を重ねてまいります。



## 弁護士 安保 智勇

昨年は色々な偽装問題が発覚し、「メイド・イン・ジャパン」の信頼がゆらいだ年でした。  
ともすれば組織の論理に流され、個人の良識が知らず知らずのうちに鈍磨していく怖さを感じました。正論を正々堂々と伝える、個人の人権や自由を尊重する組織こそが真に社会から信頼され、社会に貢献できる組織になりうると思います。  
中央総合法律事務所も50周年を迎えますが、このような年にこそ、今一度原点に立ち戻り、弁護士としてのあるべき姿を見つめなおしたいと思います。



## 弁護士 村野 譲二

昨年3月28日、政府は少子高齢化、生産年齢人口減少の中で労働生産性を改善するため、「働き方改革実行計画」を発表しました。非正規雇用の処遇改善、長時間労働の是正、柔軟な働き方がしやすい環境整備、高齢者の雇用促進など9項目のテーマと各テーマ毎に合計19の対応策を掲げています。現在の労働環境の問題点と解決の方向性を網羅するもので、今後、法整備を含めた政策が展開されることとなります。各企業の労務管理においても指針となるべきものですので、独自に取組みをご検討ください。



## 弁護士 中光 弘

今年はわかりやすさを心がけます。以前からわかりやすい書面わかりやすい説明を心がけているつもりですが、より一層推敲に推敲を重ねていきます。わかりやすい文章は、日本語の数を増やすことではなく、むしろ短く、平易な言葉で、二義を許さず、要は一読すれば何が書いてあるのか端的に読み取ることができるものだと思います。説明したいことを説明するのではなく、説明すべきことを端的に示していなければなりません。日々の業務の中で常に推敲を重ねるには集中力が必要ですが精一杯頑張っています。本年もよろしくお願い致します。





### 弁護士 中務 正裕

昨年度の自身の大きな出来事といえば、一念発起してダイエット及びトレーニングを重ね、体重にて13キロやせ、体を引き締めたことでしょうか！ スーツを全部作り直さなければなりませんでしたが、おかげでゴルフも初のハーフ38というスコアも出せました。中年になってもシダと思ってあきらめたらダメですね。長年ついた贅肉を削いだ勢いで、仕事も引き締めて、より一層皆様のお力になりたいと思っております。今年もどうぞよろしく願いいたします！



### 弁護士 錦野 裕宗

本年も、担当する案件に全力投球致します。クライアントの皆様と共に悩み考えることにより、より良い解決案を提示し、その経営判断を勇気づけることができるよう、頑張っ参る所存です。

いぬにあやかり、例年よりも一途・真面目に、1年を過ごしたいです。  
(写真は、堺の日本庭園で、鯉に餌やりした後に撮ったもの)

### 弁護士 中務 尚子

経験も年齢も重ねてきましたが、それがきちんとわかる懐の深い女性になりたいものです。今年も元気にハツラツと、できることならたおやかに、クライアントの皆様と真に喜んでいただけるようがんばってまいりますので、変わらぬご厚情をどうぞよろしくお願いいたします。

写真は、夏休みに訪れた沖縄の離島にて、青い海を仰ぎみながらのヨガクラスで瞑想する私。初心者なので体がかたくてすみません。離島は人が少なく、いつも綺麗なヨガの先生を独り占めしていました。



### 弁護士 鈴木 秋夫

43歳の去年11月、大阪マラソンに市民アスリート枠で参加して、2時間55分48秒で走り、念願のサブスリー(3時間切り)を達成しました。ゴールした後、嬉しくて涙が溢れ出てきました。必ず目標を達成できると信じて、毎月400キロ以上を走り込み、努力してきた甲斐がありました。これで自信を持って「趣味はマラソンです」と言えるようになったと思います。今年の目標は2時間50分切りです。自分の限界に挑戦すべく、走行距離のみならず、スピード強化も更に意識して、練習を重ねていきたいと思っています。



### 弁護士 村上 創

夏場19時以降のガス欠状態が深刻になってきましたので、体力増強のため、秋から有酸素運動を始めました。有酸素運動は、依存効果があるのででしょうか、2日運動をしないと気持ちが悪くなるようになりました。今年の夏場はガス欠状態にならず、突っ走って行けるのではないかと期待しています。

さて、毎年恒例の映画評ですが、2017年のNo.1は「Baby Driver」(Edgar Wright監督)。「美女と野獣」は壮大で、華麗な夢の世界のミュージカルですが、この作品は、ロックなアクション・ミュージカルです。サントラは有酸素運動のBGMにぴったりです。



### 弁護士 藤井 康弘

昨年の11月で40歳を迎えました。世間では「不惑」と呼ばれる年ですが、これは人生60年、70年という時代に詠まれたものであり、長寿化し、複雑化した社会においては、まだまだ迷うことが多いことでしょう。しかしながら、40代も、色々なことにアンテナを張り、心身共に健康で、充実した10年となるように、気持ちを新たに頑張ります。仕事の面でも、私生活でも、何か新しいことに挑戦したいと思っています。事件処理につきましても、迅速・丁寧・的確に処理させていただきますので、今年もよろしくお願いいたします。

### 弁護士 小林 章博

今年で京都事務所を開設して10年目、弁護士登録して20年目に入ります。そして、中央総合法律事務所は創立50周年を迎えます。この節目の年を迎えることができたのは、多くのクライアントの皆様のおかげであり心より感謝申し上げます。

これからも末永くクライアントの皆様のお役にたてるよう、気持ちも新たに頑張っ参ります。  
(写真は、大津市三保ヶ崎にある1912年創建の旧第三高等学校の艇庫前にて。「琵琶湖周航の歌」とも深い関わりがあり、歴史的、文化的に貴重な財産です。現在、その保存・活用に取り組んでいます。)



### 弁護士 國吉 雅男

艱難(かんなん)は汝を玉にす。皆さまもご存知かと思いますが、人は困難や苦勞を乗り越えることによって、初めて立派な人間に成長するという意味であり、私の大好きなことわざです。

本年も多くの艱難があると思いますが、逃げずに真正面から向き合い、これを乗り越え、少しでも皆さまのお役に立てるよう精進してまいります。

本年も何卒宜しくお願い申し上げます。

(写真は、初夏に同期の弁護士の沖縄事務所旅行にゲスト参加したときのものです。少し暑かったですが、絶景の中のゴルフは最高でした!)



### 弁護士 瀧川 佳昌

今年で弁護士15年目を迎えることになりました。

毎年目標は同じなのですが前年より良質のサービスを提供することです。

皆様により満足いただけるサービスを提供できるよう職務に精励する所存ですのでよろしくお願いたします。



### 弁護士 古川 純平

もうすぐ3歳になる息子は、最近、色々なスポーツに興味を持ち、野球、バスケットボール、バレーボール、ゴルフ、水泳、ラグビー、柔道、相撲と見よう見まねで挑戦して遊んでいます(テレビで見るのも、真似をするのも何故かラグビー・柔道・相撲と格闘系が一番お気に入りです戸惑っています)。

50周年ということで過去から積み上げられてきたものも大切にしながら、息子のチャレンジ精神を見習い、仕事でもプライベートでも新しいことに挑戦しようと思っています。



### 弁護士 金澤 浩志

昨年はロースクール卒業後5年目ということで、夏季休暇を使って久しぶりにシカゴを訪れました。現地の友人と再会し、緑に溢れた夏のシカゴの街を歩いているうちに、5年前に時計の針が戻ったようでした。

日々の生活やNY州司法試験のこと、2年目の研修先のことなど、あらゆることに漠然とした不安を抱きながらも、新しい経験に胸躍らせながらチャレンジしていた頃のことを思い出しました。新しいことに挑み続けることの大切さを教えてくれた、今の自分のスタートラインと言えるシカゴの街に恥じないよう、今年も前に進み続けます。



### 弁護士 松本 久美子

育児休暇から復帰してから、この春で1年が経とうとしています。仕事と育児の両立に奮闘する毎日ですが、少しずつ言葉を覚え始めて、かわいらしく披露するわが子に本当に癒されています。また、子供の1日1日成長する姿を見て、私自身も成長するための努力をしていかなければならないと感じております。

今年1年、子供の笑顔を励みにしながら、仕事に育児に邁進してまいりたいと存じます。

本年もどうぞよろしくお願申し上げます。

### 弁護士 堀越 友香

昨年は、電気・水道・ガスなし、携帯電話圏外の、奥那須(栃木県と福島県の境界の辺り)の山小屋で、2泊3日を過ごしてきました。アウトドア初心者のため、出発前はかなり不安だったのですが、何もない生活の自由さと気兼ねのなさが心地よく、下山が惜しまれるほどでした。寝袋で寝付くのに初日は難儀しましたが。

今年も、依頼者の皆様に、真に必要なサービスやご助言を提供できるように、精進致します。



### 弁護士 山田 晃久

子供と外を歩いていて、横断歩道を渡るうしたら、赤信号になったので止まりました。すると、後ろから大人が颯爽と渡っていきました。これを見た子供は言いました。「あのおじさんは何で渡ったの」。どう説明していいか悩んだ挙句、ただ「いけないね」と答えました。

昨年は、「検査偽装」などで、赤信号を渡っていた企業の話題が多い一年でした。コンプライアンスは、信号と同じです。当たり前のことを当たり前にする。子供に説明できないことはしない。これに尽きると思います。(写真は、御殿場のキャンプ場にて。)



### 弁護士 平山 浩一郎

平成19年9月に弁護士登録してから10年が経過しました。10年という節目を無事迎えることができたのも、ひとえにクライアントの皆さまのおかげだと思っています。この場をお借りして改めてお礼申し上げます。

今後もクライアントの皆さまのお役に立つことができるよう、これまで以上に努力を惜まず、研鑽を重ねていきたいと思っています。本年も何卒よろしくお願いたします。(写真は、宮古島のウミガメスポットでシュノーケリングを楽しんできたときのものです。)



### 弁護士 柿平 宏明

2年前にNY、1年前にシンガポールで迎えた新年では、異国の文化を新鮮に感じましたが、2年の間に日本も、そして世界中が変わったのも確かです。常にクリエイティブな発想が出来るよう、いつでもフレッシュな気持ちでいようと思います。ちなみに、我が家にもフレッシュなことがあります。



### 弁護士 赤崎 雄作

昨年3月に海外での留学・研修から弊事務所での実務に戻り、早くも1年弱が経ちました。約2年半の海外での経験は刺激的なことももちろん多かったわけですが、帰国後の1年弱の実務の中で、やはりお客様と真摯に向き合い、お客様に感動していただくこと以上の喜びはないと改めて感じております。海外で培った知見をふまえ、お客様に感動していただけるサービスを提供できるよう、よりいっそう精進してまいります。本年もどうぞよろしくお願いいたします。



### 弁護士 大澤 武史

昨年は、これまでも増して激動の一年間でした。多くの依頼者の皆様方から様々なご依頼を頂戴し、全力で取り組んできたことで自分自身としても成長できた実感を抱いています。特に、注力している人事労務分野においては、社内研修などで講師を務めさせていただいたほか、個々の案件を通じて、ご担当者様と共に悩み、一緒に解決を模索するという経験を数多くさせていただき、誠にありがとうございました。より一層の精進をして参る所存ですので、本年もどうぞよろしくお願いいたします。 (写真は、歩き始めた息子との散歩中の一コマ。)



### 弁護士 山本 一貴

写真はタイのプーケットにて、檻の中でそこそこ大きいトラと直接ふれ合った際のもので一枚です。人生で生身のトラに、こちらも半袖生身の状態で触れることができるなどとは思っていませんでした。最初はかなり躊躇しましたが、やってみるとこんな経験は二度とできない、やってよかったと新たなことに挑戦し、経験することが重要であると改めて感じました。

早いもので弁護士5年目を迎えました。新たな経験に臨み、自らの糧としていきたいと、これまで以上に考えております。本年も宜しくお願い致します。



### 弁護士 角野 佑子

今年は当事務所が50周年を迎える節目の年であるとともに、私自身も弁護士10年目を迎える節目の年になります。皆様に支えられながら10年目を迎えることができたことに感謝し、初心を忘れることなく、足元を固めながら、クライアントの皆様により適切なリーガルサービスをご提供できるよう、精進してまいります。



### 弁護士 浦山 周

2008年12月に弁護士登録をしたので(新61期)、約3年間の金融庁・証券取引等監視委員会への出向期間も含めると、本年が弁護士10年目となります。これまで何度も厳しい局面を経験しましたが、その都度、幸いにもクライアントの皆様や諸先輩方の温かいご指導、ご助力を賜ることができ、また家族に支えられて、何とか困難を乗り越えることができました。節目となる本年も、弁護士の仕事が好きだという素直な気持ちを常に心に抱きつつ、次の10年に向けて、業務に邁進してまいります。本年もご指導賜りますようお願い申し上げます。



### 弁護士 西中 宇紘

早いもので弁護士として丸4年が過ぎ、後輩弁護士が10名を超えました。中堅アソシエイトとして今年も主要取扱分野(金融法務、不動産法務)を意識して研鑽に努める所存です。

プライベートでは、大変ありがたいことに結婚することが決まりました。新居は大阪事務所からはやや離れますが、心機一転仕事もプライベートも充実させたいと思います。

※昨年の新年挨拶で掲げた目標は、①達成、②不達成(ベスト103)、③不達成(まったく変わらず)と悔いの残る結果でした。今年こそ②③を達成したいと思います!



### 弁護士 岩城 方臣

昨年夏に娘が生まれ、家族が増えます賑やかとなりました。娘の出産前後は妻が入院や里帰りをするため、私も、夫婦それぞれの親や親戚の家にお世話になりながら、まだ幼い長男のため慣れない育児にトライしましたが、普段一緒に暮らしていても気が留まらなかった長男の成長に気付かされることが多い毎日でした。

自身の仕事においても、柔軟な思考を忘れず、何でも貪欲に挑戦し、小さなことでも常に吸収する意識を持ちながら、自分で成長の上限を決めることのないよう、一つ一つの事件・事案に対処していきたいと思っております。



### 弁護士 大口 敬

「うまい!」という感情は、純粋な味だけではなく見た目や臭いといった味覚以外の五感のほか、場の雰囲気、達成感といったおおよそ味とは直接関係のない要素によっても作られるものかと思えます。普段は何とも思わないようなものであっても、山に登ったときや一つの事件を終えたときの達成感に彩られると、とたんにその味は格別なものとなります。しかし、何かを乗り越えないと得られないのが達成感というもの。平たんな道を散歩するだけでは不十分で、持てる力を出し切り厳しい山を登ってこそなのでしよう。「うまい!」をいえるよう今年も全力で業務に取り組んでまいります。



### 弁護士 浜田 将裕

時が経つのは早いもので弁護士4年目を迎えます。昨年はハワイ・オアフ島を旅行しました(写真はノースショア)。人生初の外国旅行でした。ハワイは日本とは言語も文化も気候も違います。もちろん初めから知っていたことですが、実際に目で見て、耳で聞いて、身体で感じることはとても刺激的でした。これは弁護士の仕事にも通じることで、やはり身体を動かして、現場を見たり、生の話を聞いたりすることで、真に事案を解明し、適切な解決に導くことができるのだと思います。今年も社会・経済に貢献できるよう一層精進して参りますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。



### 弁護士 山本 浩平

昨年は、弁護士1年目、結婚1年目、父親1年目と「1年目」尽くしの年でしたが、クライアントの皆様のおかげで、充実した日々を過ごすことができました。心より感謝申し上げます。

昨年、金融庁は、我が国の投資信託の中で売れ筋商品である毎月分配型投信について、「毎月分配型では、複利のメリットが享受できない」と断じました。

皆様から選ばれるという意味において、投信と同様である私自身も、「複利的に成長し、“アクティブ”な弁護士として、皆様の期待を上回る仕事をしたい」と思います。(写真は、結婚式の衣装合わせの一場面。)



### 弁護士 江藤 寿美怜

サケが、産卵のために生まれた川に戻ってくる現象を「母川回帰」といいます。一説によると、一度大海原に旅立ったサケは、自分の生まれた川のおいを辿って、生まれた川に帰ってくるそうです。私事ではございますが、昨年入籍いたしました。東京で出会った夫ですが、私と同じ福岡の出身です。夫から、どこか懐かしい香りがしていたのかもしれない。

弁護士4年目となる本年は、「而立」の年でもあります。皆様から依頼ご相談いただく案件により主体的に取り組ませていただき、「個」の力を磨いて参りたいと思います。本年もどうぞよろしくお願ひ致します。



### 弁護士 新澤 純

弁護士2年目を迎えるに当たり、これまで以上にプロ意識を持って、積極的・主体的に仕事に取り組み、出来る限り多くの経験を積み、バランス感覚を養っていきたく思います。弁護士2年目の目標は、①より一層迅速な仕事を心掛ける、②破産法・民事再生法を修得する、③異業種の友人を増やす、④TOEFLスコア80を取得する、⑤ゴルフスコア110を切る、を目指して、公私ともに充実した日々を送れるよう創意工夫を重ねて邁進してまいりたいと思います。皆様、本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

### 弁護士 富川 諒

今年、弁護士3年目を迎えることとなりました。この1年を振り返りますと、初年に比べて取り扱う案件の幅が広くなり、特にM&A関連の案件を取り扱う機会が多かったように思います。このようにたくさんのお客様に触れることができたのも、ひとえにクライアントの皆様のおかげだと感じております。

今後も多種多様な案件を通して弁護士として成長するとともに、実務に即した質の高いリーガルサービスを提供できるよう、自己研鑽に励みたいと思います。本年もご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。



### 弁護士 鈴木 啓市

弁護士として2年目を迎えました。昨年は、多くの方からご指導をいただきまして、本当に様々な経験を積むことのできた充実した1年間であったと実感しております。

本年は、知財分野での経験を充実させること、家の正面に出来たジムに通うことを目標としています。昨年は知財関連の問題にぶつかる時も多く、知財分野での経験をより増やしていくために研鑽を積んでいきたいと考えております。そして、何事にも全力で取り組むための体力を付け、日々の精進を忘れることのないよう一層仕事に励んで参ります。

本年も何卒変わらぬご指導ご鞭撻を宜しくお願ひ致します。



### 弁護士 山越 勇輝

2018年には弁護士3年目を迎えます。民法が改正されることも決まり、法律の知識を増やす必要があるのはもちろんですが、それに加えて、クライアントの皆さまの業務内容や取引実態等についてもっとお話を伺い、実務に即したアドバイスができるよう意識して精進して参りたいと思います。

プライベートでは、大変ありがたいことに修習生時代の同期と結婚することが決まりました。相手も弁護士として働いており、お互いに多忙な生活が続きますが、良き夫となれるよう努力していきたいと思っています。



### 弁護士 小宮 俊

弁護士として働き始めてから、あっという間に一年が経ちました。昨年は、多くの案件を通して、弁護士の仕事のやり甲斐を実感することができ、大変刺激的かつ充実した一年であったのと同じく、あらゆる点において自らの未熟さを痛感し、多くの課題を残した一年でもありました。本年は、昨年の課題に真摯に取り組んだ上で、それにとどまることなく、様々なことにチャレンジし、飛躍の一年にしていきたいと思っています。本年もご指導ご鞭撻の程宜しくお願ひ申し上げます。(写真は、夏にグアムを旅行してきた時のものです。)



### 弁護士 池本 直記

あけましておめでとうございます。早いもので弁護士2年目を迎えることとなりました。昨年は弁護士として歩み出せるという喜びとともに、とにかくがむしゃらに走り続けた1年でございました。1年間弁護士業務に邁進すると、私も少しは貫禄がついたのではないかな、と思います(ちなみにいうと、重さにして、5kgの貫禄がつかました)。今年の目標は仕事面では素早いレスポンス、そしてプライベートでは、最近通い始めたジムでの運動を続け、5kg痩せることです。



### 弁護士 吉岡 伸一

新年明けましておめでとうございます。法科大学院が発足してから、今年は14年目。地方国立大学は苦戦していますが、私の本務校岡山大学は善戦を続けています。ところで、昨年の秋に、「犬島」に行ってきました。瀬戸内海に浮かぶ島で、昔、銅の精錬所だったところをベネッセグループが美術館にしたものです。高さ40メートルの煙突が残っていたり、銅鉱石から銅を取り除いた物から作った煉瓦で建物ができていたりしているのが面白かったです。また、そのすぐそばに、きれいな青い海が広がっているのが対照的でした。

### 弁護士 新 智博

昨年は、弁護士1年目として執務させていただき、緊張の連続で、あっという間に1年が過ぎ去っていきました。お恥ずかしいことに、目の前の業務に必死について行くことが精一杯で、なかなか自分を省みる機会がありませんでした。今年は、自分を客観視し、ただ、新鮮な心は失わず、弁護士としてステップアップできる年にしたいです。また、今年も一つ一つの事案、相談に向き合い、多くのクライアントの皆様にご満足いただけるように精進して参ります。今年もよろしくごお願い致します。



### カリフォルニア州弁護士 ルシнда・ローマン

I have thoroughly enjoyed my second full year at Chuo Sogo, especially working with returning attorneys from Iran and Singapore. In addition to working directly with them, we have started an English contract drafting class where we can share our thoughts and experience about drafting various types of contracts. I look forward to 2018 and even more international work!



### 外国法事務弁護士 アダム・ニューハウス

During the Globalaw meeting in London I met lawyers who worry about the future of law. As one speaker postulated, however, periods of stagnation or upheaval are natural in any cycle of growth. I believe that our attorneys, by being always on top of current developments, are well positioned to weather any storm that may occasionally loom on the horizon by adjusting the sails of our practice and taking us and our clients into safe and prosperous waters. Happy New Year!



### 法務部長 寺本 栄

今年は、事務所開設50周年を迎えますが、私自身も約30年間働かせていただいていた、種々の経験を積みさせていただきました。この経験を生かして、今後も、皆様に適切な法的サービスを提供させていただけるようがんばっていきたくと思っています。私事です、去年の4月に孫が生まれました。私自身は、ゴルフで体を鍛えるなどして、これからも健康に留意して、孫の成長を見守りたいと思っています。

### 弁護士 森本 滋

今年は、私にとって7回目の「戌年」です。還暦後の12年、とりわけ、その後半は、それまでに蒔いて育てた果実を収穫する時期であったように思われます。健康にも恵まれ、楽しく過ごすことができました。これも、事務所の皆様のおかげと、感謝しています。

8回目の干支を元気に迎えることができるかどうか、思い悩むこともありますが、戌の干支の特徴は勤勉で努力家であるということのようです。健康に留意し、お天道様に感謝して、実直に毎日を過ごしていきたいと考えています。



### 法務部長 角口 猛

中務副治郎会長率いる私たちの事務所は今年4月で50周年を迎えます。一方、私が事務所に採用されて今年で25年となります。この25年間、不動産・商業登記、供託、執行・保全、会社法等々の各実務の研鑽を存分に許され、各現場対応の責任者として職務に励んで参りました。会長、所長のもと、とても温かい職場環境に恵まれる中、職務に専念することができましたこと、今はただただ感謝する毎日です。これからも私の信念であります「誠実・迅速・正確」のもと職務を全うしたいと存じます。

皆さま、お体には呉々もご留意され、日々お幸せにお過ごしされますこと、祈念いたしております。



## パートナー就任のご挨拶



弁護士  
堀越 友香  
(ほりこし・ゆか)

本年1月より、当事務所のパートナー弁護士に就任致しました。

2年間半の金融庁監督局金融会社室・信用機構対応室への出向を経て、平成27年4月に当事務所に入所して以来、依頼者の皆様、諸先輩方、その他関係する多くの方々にご支援ご指導いただきながら駆け抜けてきたような3年間でした。

これまでのご厚誼に深く感謝申し上げます。

「一期一会」と申しますが、依頼者の方々を初めとする皆様方との出会いの一つ一つが弁護士としての自分を築いてきたということ、パートナーとして新たな責任を担う今、改めて深く感じる場所です。

昨今は、私が経験を積んで参りました金融法務、競争法業務や企業法務等の分野でも、社会の変化を踏まえて、重要な法令の改正が相次ぎ、当局との関係なども変わってきております。この中で、従来の知識と経験を踏まえ活かしながらも、新しい視点で、ご提供するサービスを更新し続けていく必要を強く感じております。

今回のパートナー就任を、自分自身を飛躍させ、依頼者の皆様によりよいサービスをご提供するための契機とするために、一層の研鑽を積んで参りたいと存じます。

今後とも、変わらぬご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。



弁護士  
柿平 宏明  
(かきひら・ひろあき)

本年1月より当事務所のパートナーに就任させていただくこととなりました。

当事務所が50周年、当職が10周年を迎えようという記念すべき年に、このような大きな節目を迎えることが出来、この上なく光栄に思います。弁護士人口が激増し、世の中も変わり、まさに激動の時代の真っ只中を、その時代の始まりから生きてきた弁護士として、事務所の名に恥じぬよう、荒波を乗り越える船頭になりたいと思います。

人一倍未熟な新人だった私はこれまで、一心不乱に業務に励むほかありませんでした。その中で、一つだけ信念として持っていたのは、依頼者はもちろん、事務所内でも、いつもその人の近くにいるように感じられるような人間になることでした。そうして10年が過ぎようとしている今、振り返って思うのは、くじけそうになりながらも、立ち止まることなく今日まで弁護士をやってこられたのは、自分が近くにいようとしていた事務所、そして依頼者の皆様、私のすぐそばで見守り、育ててくれたからだということでした。

今後は、人生をかけて恩返しをしていき、事務所や依頼者の皆様を守る人間になることを改めてお約束致します。

もとより若輩者ではございますが、これまで通り努力を惜しまず研鑽して参りますので、ご指導・ご鞭撻の程、宜しくお願い致します。



弁護士  
赤崎 雄作  
(あかさき・ゆうさく)

本年1月より、当事務所のパートナーに就任いたしました。今年は弁護士10年目の節目の年ですが、ひとえに、クライアントの皆様をはじめ、多くの方々のご厚誼をいただいたおかげです。この場をお借りして、改めて御礼申し上げます。

入所以来、様々な案件に取り組ませていただいた上、2014年から2017年にかけて約2年半米国及び中東で経験を積み、自らの対応可能な案件の幅を広げてまいりました。

世の中は新しい技術やサービスが生まれ、めまぐるしく変動しておりますが、弁護士業界も変動の時期を迎えております。事務所の伝統を守りながら、かつ、新しい風を吹き入れることができるよう、「守り」と「攻め」のバランスを意識しながら、リーガルサービスを提供してまいりたいと存じます。そして、クライアントの皆様にご満足いただくだけでなく、感動していただけるようなサービスを提供できるよう、日々精進してまいります。

皆様、今後ともご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

## 入所のご挨拶



弁護士

**松井 立平**  
(まついりっぺい)

〈出身大学〉  
同志社大学法学部  
京都大学法科大学院  
(経歴)  
2017年12月  
最高裁判所司法研修所修了  
(70期)  
京都弁護士会登録  
弁護士法人中央総合法律  
事務所入所(京都事務所)

この度、中央総合法律事務所の一員として執務させていただくこととなりました、松井立平と申します。私は、京都事務所での執務となりますが、最初の3ヶ月間は大阪事務所においても執務し、幅広い経験をさせていただきます。

司法修習は、弁護士、裁判官、検察官の仕事の間近で見せて頂きました。その中では、法曹三者それぞれの立場から様々な事件を見て、実務を体験してきました。そこで、最も印象に残ったのは、既存の判例や通説では解決できない未知の法律問題を取り扱う機会が非常に多いということです。このような未知の法律問題を解決するためには、論理的思考力を駆使して、既存の考え方から演繹的に新たな解決策を導く必要があると感じました。

他方、既存の判例・通説で解決できる問題であれば、ネットで検索すれば事足ります。したがって、このような未知の問題が現れたときにこそ、法律専門家の弁護士としての能力が試されると思います。私は、このような未知の問題に対しても、ご依頼者の皆様の大切な利益を守るために、ベストな解決策を提案できるような弁護士になるべく、日々、研鑽を積み重ねていく所存です。

未熟者でございますが、皆様のご期待に沿えるよう精進して参りますので、何卒ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。



弁護士

**大塚 由梨**  
(おおつかゆり)

〈出身大学〉  
京都大学法学部  
京都大学法科大学院  
(経歴)  
2017年12月  
最高裁判所司法研修所修了  
(70期)  
大阪弁護士会登録  
弁護士法人中央総合法律  
事務所入所(大阪事務所)

この度、神戸での1年間の司法修習を終え、当事務所の一員として執務をさせて頂くことになりました、大塚由梨と申します。

昨年の司法修習では、裁判官、検察官、弁護士と法曹三者の立場から法律や社会への関わり方を学ばせて頂きました。修習中、弁護士の訴訟活動を拝見することで、法律分野は、誰も到達し得なかった新たな発見をすることが称賛される自然科学分野と異なり、大多数の人が納得する論理を展開することを重視していると強く感じました。そのため、法的サービスを提供するうえで最善を尽くせるよう、常に多角的な視点を持ち、様々な人との会話や経験を大切にしていきたいと思っております。

また、短期間ながら企業の法務部での修習を経験する機会を頂き、法的知識にとどまらず、ビジネス感覚を養うことも非常に大切であるということを実感しました。企業、業界によって異なる状況、課題、今後の展望などを的確に把握するため、多様な事象に関心を向け、時代の変化に対応できるよう日々研鑽を積みたいと思っております。

人としても法曹としても未熟な面が多々あるかと存じますが、熱意溢れる先生方の下、1つ1つの事件に真摯に取り組み、積極的に学び、精進して参りたいと思っております。若輩者ではございますが、何卒ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。



弁護士

**菊地 悠**  
(きくちゆう)

〈出身大学〉  
京都大学法学部  
京都大学法科大学院  
(経歴)  
2017年12月  
最高裁判所司法研修所修了  
(70期)  
大阪弁護士会登録  
弁護士法人中央総合法律  
事務所入所(大阪事務所)

初めまして。

この度、中央総合法律事務所の一員として新たに執務させていただきます、菊地悠と申します。

私は、大津で司法修習を行いました。そこで素晴らしい法曹の諸先輩方、かけがえのない同期と出会うことができました。このような出会いがなければ、非常に充実した修習期間を過ごすことはできなかったと思います。

修習では弁護士の職域の広さを改めて感じさせられましたし、まだまだ未開拓な分野が無数に存在していることも感じました。弁護士が飽和状態にあると言われる時代ですが、新しいことに積極的にチャレンジして他の先生と少しでも違いを出せるよう、そして、皆様に頼りにして頂けるよう、日々努力を積み重ねていく所存です。

これから、弁護士としての執務が始まることとなりますが、息の長い活動をするためには自己を取り巻く環境が非常に重要だと考えております。そのためには、依頼者様、法曹界の諸先輩方との素晴らしい出会いが必要となります。まだ右も左も分からない未熟者ではございますが、皆様との素晴らしい出会いに巡り合えるよう、一日一日を大切に、日々精進して参りますので、何卒、今後ともご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## 入所のご挨拶



弁護士

丸山 悠  
(まるやま・ゆう)

〈出身大学〉  
慶應義塾大学法学部  
東京大学法科大学院  
〈経歴〉  
2017年12月  
最高裁判所司法研修所修了  
(70期)  
第一東京弁護士会登録  
弁護士法人中央総合法律  
事務所入所(東京事務所)

この度、当事務所の一員として執務させていただくことになりました、丸山悠と申します。昨年一年間は仙台にて、司法修習に励んでまいりました。

私は昔から、人を助ける仕事がしたいと漠然と考えておりましたが、具体的に何がしたいのかわからず、高校時代は進路に悩んでおりました。そのようなときに偶然、法律の授業を履修する機会がありました。そして、法律という道具をもって、目の前で困窮する人々や企業の手助けができる弁護士という職業に魅力を感じ、この道を志しました。法曹養成の制度が大きく変遷し、先を見通しにくい状況で勉学に励んでまいりましたが、改めて弁護士としての一步を踏み出せたことをうれしく思います。

私は、当事務所の東京事務所にて執務いたします。東京事務所の歴史はまだ浅く、だからこそ様々な案件に触れ、事務所とともに成長できるのではないかと考えております。依頼者の皆様に信頼していただけますよう、今後は法律のみならず様々な分野の知識を身に付け、仕事を的確かつ迅速にこなすことができるように、また皆様とお会いできる機会を大切にしていきたいと思っております。

若輩者ではございますが、皆様にご満足いただけますよう、努力は惜しまない所存です。何卒ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。



弁護士

笠木 貴裕  
(かさぎ・たかひろ)

〈出身大学〉  
九州大学法学部  
京都大学法科大学院  
〈経歴〉  
2017年12月  
最高裁判所司法研修所修了  
(70期)  
大阪弁護士会登録  
弁護士法人中央総合法律  
事務所入所(大阪事務所)

この度、大阪での司法修習を終え、当事務所の一員として執務させていただくことになりました、笠木貴裕と申します。

司法修習では、司法研修所で法曹実務の基礎を学んだうえで、裁判所、検察庁、弁護士事務所で、その基礎的な事項がどのように実務で運用されているのかについて勉強しました。そこでは、今まで机上でしか学んでこなかった自らの未熟さを痛感しました。特に、この訴訟で負けて土地が返ってこなかったら依頼者はどうなるのかといったような、裁判が終わった後の結末に対する想像力が欠けていると感じました。1年間の司法修習を通して、想像力を働かせ、依頼者の方に寄り添って事件を解決することの大事さを学ぶことができました。

私は、依頼者の皆様のおかれた状況に思いを馳せ、皆様の真の利益を実現する弁護士になりたいと考えています。そのような弁護士になるため、司法修習を含め、これまで私が学んできたことを活かして、日々精進してまいります。

当事務所の一員として、経験豊かな先輩弁護士の下で、業務に邁進してまいりたいと思ひます。未熟者ではございますが、皆様のご期待にお応えできるよう、初心を忘れず、精進してまいりますので、何卒ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひ致します。

## 編集記

ここ数年、中小企業の事業承継が日本社会全体の大きな課題となっています。そのひとつの手段として、株式譲渡や事業譲渡といったいわゆるM&Aの重要性が高まっています。

新年は、事業承継について考える良きタイミングでもあります。そこで、本号の事務所ニュースにおきましては、特に中小企業の事業承継を念頭においたM&Aに関する記事を集中的に取り上げることにいたしました。今後のご参考にして頂ければ幸いです。

また、弊事務所は、事業承継に伴うM&Aをはじめ、規模・分野を問わず、今日に至るまで多数のM&A案件の経験を有しておりますので、ご関心のある方はお気軽にご相談いただければ幸いです。



弁護士

小林 章博

(こばやし・あきひろ)

〈出身大学〉  
京都大学法学部

〈略歴〉  
1999年4月  
中央総合法律事務所入所  
2009年11月  
弁護士法人中央総合法律事務所京都事務所代表就任

〈教員歴〉  
2007年4月～2013年3月  
関西学院大学専門職大学院  
経営戦略研究科 兼任講師  
2010年4月～2017年3月  
京都大学法科大学院  
非常勤講師  
2014年4月～2015年3月  
同志社大学法科大学院  
兼任教員  
2017年4月  
京都大学法科大学院  
特別教授(現任)

〈社外役員〉  
2013年3月  
株式会社船井総合研究所  
(※現、株式会社船井総研ホールディングス)社外監査役  
(～2016年3月)  
2016年3月  
株式会社船井総研ホールディングス社外取締役(監査等委員)(現任)

〈取扱業務〉  
金融法務、会社法務、  
商事法務、倒産法務

## 中小企業のためのM&A雑感

弁護士 小林 章博

### 第1 はじめに

昨今、中小企業においてもM&Aが活発に行われている。特に多いのが事業承継の一手法としてである<sup>1)</sup>。

M&Aという言葉を使うと、何か自分たちとは別世界の話のような印象をもたれる方もいらっしゃるかもしれない。しかし、「信頼できる第三者に自らの事業を引き継ぐ」という行為は、何も最近始まったものではない。もっとも、かつては、同業者や地元人脈による紹介により第三者に事業が引き継がれていたケースが多く、これら当事者においては、「業界の共通認識」、「地元のルール」、「商慣習」などという「共通の土俵」のようなものがあり、必ずしも「契約」で縛らなくても円滑な事業承継が実現されていたと思われる。

ところが、昨今は、情報技術、通信技術の発達などにより、必ずしも前述のような「共通の土俵」を持たない当事者間で事業承継が行われることが増えてきた。このような場合、円滑な事業承継を実現するためには、当事者において明確な形で決め事をする—すなわち「契約」を結ぶ—という必要性が高まってくる。このように「契約」によって、第三者への円滑な事業承継を実施しているものが、中小企業のM&Aである、と理解していただくの実態に即しているように思う。

以下では、私が関与した案件における中小企業のM&Aの特殊性に触れつつ、中小企業の事業承継の場面でのM&Aについて、雑感を述べたい。

### 第2 中小企業のM&Aの手法

中小企業のM&Aは、①株式譲渡(+現役員の退任及び買主側が派遣する者の新役員就任)、②事業譲渡のいずれかの方法で実施されることが多い。

株式譲渡の場合、単に会社の株主が変動するだけであり、会社に帰属する権利義務一切を基本的に特段の手続きを要することなく買主に承継させることができる<sup>2)</sup>点で優れている。もっとも、対象会社に内包されているリスク(例えば、簿外債務や潜在的な紛争リスク等)もそのまま承継し

てしまうというデメリットもある。

これに対し、事業譲渡の場合は譲渡対象を特定することにより、買主は、簿外債務や潜在的な紛争リスク等を遮断したり、不要な資産等を承継しないことができる点で優れているが、権利義務の帰属主体を対象会社から買主側に移動させるには、個別の承継手続(取引先の承諾等)が必要であり、手続負担が重いというデメリットや、取引先の承諾等を得られなかった場合、事業承継自体が頓挫するというリスクも含んでいる。

よって、個別具体的な事案において、最適な方法を選択する必要がある。

### 第3 中小企業のM&Aの特殊性

私の経験上、中小企業には以下のような特殊性が認められ、M&Aにおいては、これに対する配慮が必要である。

#### 1 売主である経営者(個人)と会社との間で一定の関係がある場合

例えば、経営者(個人)が会社に対して金銭を貸し付けている、あるいは、逆に経営者(個人)が会社から個人的に借入れをしているというケースがある。また、会社の本社建物は会社所有(法人所有)であるが、その底地は経営者所有(個人所有)であり、両者との間に賃貸借契約が存在しているケースもある。

これらは比較的好く見られる類型であるが、前述のとおり、株式譲渡の場合には、会社に帰属する権利義務一切が基本的にそのまま買主に承継されることになるため、これら旧経営者個人との関係をどのように整理するのかを考える必要がある。

具体的には、金銭の貸借関係については、会社から経営者(個人)に返済させる、あるいは逆に経営者(個人)から会社に対して返済させるということにより、解消させるケースが多い。また、土地の賃貸借関係については、M&Aのタイミングで経営者(個人)が所有している底地を会社が買い取ったり、新たに賃貸借契約を締結する等の方法で対処することが考えられる。なお、新たに賃貸借契約を締結する場合には、借地借家

法の強行規定の適用も視野にいれつつ、適切な契約を設定しておく必要がある。

## 2 法務面が必ずしも万全ではない

例えば、取締役会や株主総会が適法に開催されていないケース、株券発行会社であるにも関わらず実際には株券が発行されていないケース、過去の株主の権利移転の過程がよくわからないケース等、会社法違反になっている可能性があるケースは比較的好く見受けられる。また、未払残業代をはじめとする労務問題を内包しているケースも少なくない。

M&Aの対象となる会社が内包しているこれらの問題を顕在化させ、必要な手当てを行うために、弁護士等の専門家による法的な監査(法務デューデリジェンス)を行うことは有益である<sup>3</sup>が、私の経験上、中小企業のM&Aでは法的な監査が実施されるケースは必ずしも多くない印象である<sup>4</sup>。

これら法務面に対するリスクヘッジの方法として、①株式譲渡契約書における表明・保証条項などによる手当て(一定の事実を当事者(特に売主側)に表明・保証させ、後日、その違反が判明した場合には損失補償や損害賠償により調整しようとする方法)があるが、中小企業のM&Aでは、これ以外の方法として、②前経営者との間で顧問契約を締結し、一定期間、対象会社と前経営者との関係を維持する方法がとられることが少なくない。このような顧問契約は、基本的に「事業の円滑な引継」という目的で締結されているが、実務的には表明・保証違反の事実が顕在化した場合に、前経営者の協力の下その事実を是正させ損失の発生を防止する等の効果も期待されている。一方で、あまり長い期間、前経営者との間の関係を維持することは、新旧経営者の経営方針の違いによる(感情的)対立への発展の元にもなるケースもあり、慎重に契約内容を取り決めておく必要がある。

## 第4 中小企業の皆様にとってのM&A

### 1 取引内容の十分な理解が大切

中小企業の事業承継をM&Aという手法で行う場合、当事者の合意内容を「契約」として作りこみ、これに従って手続きが進められる。その際作成される契約書には、株式や事業譲渡の対価、旧役員の退任、その際の条件(退職慰労金の支給の有無)や、細かな表明・保証条項が置かれるのが通例である。このため、契約書のボリュームが相応の分量となるだけでなく、その規定する内容も専門的な内容が含まれるため、契約書の内容を正確に理解することは必ずしも容易ではない。しかし、これらの条項は、将来の損害賠償や損失補償請求の法的根拠となりうる内容が含まれており、当事者自身の正確な理解が

不可欠である。多額の譲渡対価が手に入ることや、銀行の保証責任が解除されるという面前の利益に目が行く余り、取引に伴うリスクについて十分な確認や理解がないままに契約調印に至ることがないよう、十分な注意が必要である。

### 2 法律面以外への配慮も不可欠

一方、「契約」面が完璧にケアできていれば、事業承継の一手法としてのM&Aは成功か、と問われると必ずしもそうとはいえないと思われる。M&A後も取引先との良好な関係が続くのか、従業員は新経営者についてくるのか、顧客からの信用は維持されるのか、という点は契約とは別レベルの問題である。事業承継に伴うM&Aの場合、親族、従業員、取引先、顧客等の多数の利害関係人との関係を円滑に承継する必要があり、これは法律のような「理」だけで割り切れるものではなく、関係者の「情」に対する配慮も大切である。

### 3 何のためにM&Aをするのか。

前述のような、譲渡代金が入ることや、銀行の保証責任が解除されるという現実的な利益もさることながら、M&Aという方法で事業承継をしようとする経営者には、

「その事業で働く従業員の雇用の維持のために」

「その事業と取引をしているすべての顧客のために」

「社会に価値やサービスの提供をし続けるために」

といった思いがあるはずである。

この本質部分を新旧経営者がしっかりと共有し、これを多数の利害関係人に対して丁寧に伝えることによって、はじめて本当の意味でのM&Aの手法を利用した事業承継を成功に導くことができるのではなかろうか。

そのことを、私自身も常に肝に銘じつつ、今後も皆様のM&Aを利用した事業承継のお手伝いをさせていただき所存である。

- 1 中小企業における事業承継の方法には、大きく分けて①親族内承継、②役員・従業員への承継、③社外の第三者への承継(M&A等)の3つのパターンがある。それぞれの方法に関する説明は、本号「中小企業における事業承継」(富川弁護士)を参考にされたい。
- 2 対象会社が締結している取引基本契約等において、株主変動に伴う経営主体の変動を契約の解除事由としているようなケースもあり、注意が必要である。
- 3 法務デューデリジェンスの留意点等については、本号「法務DDにおけるリスク分析とリスクの深度に応じた対応」(國吉弁護士)、「労務アドバラン②」を参考にされたい。
- 4 法務DDが行われるケースが多くない理由は必ずしも明らかではないが、買主が同業者でありリスクの内容をある程度想定できている可能性や、そもそも法令違反があることを買主側がある程度織り込み済み(買取価額にも反映済み)であり、わざわざ費用をかけてそれを明らかにする必要性は高くないと判断している可能性等が考えられる。



弁護士

國吉 雅男

(くによしまさお)

(出身大学)  
京都大学経済学部

(経歴)  
2003年10月  
最高裁判所司法研修所修了  
(56期)  
大阪弁護士会登録  
弁護士法人中央総合法律事務所  
入所  
2009年3月  
東京事務所転勤(その後、第一  
東京弁護士会に登録換え)  
2010年7月  
社員弁護士に就任  
2011年7月  
金融庁監督局総務課へ出向  
(法令等遵守調査室を併任)  
2012年3月~6月  
同証券課を併任  
2014年1月  
弁護士法人中央総合法律事  
務所に復帰  
2014年3月  
第一東京弁護士会 民事介  
入暴力対策委員

(取扱業務)  
・銀行法、保険業法、金融商品  
取引法等の金融規制法・金  
融法務分野に係る対応全般  
・金融商品に係る各種紛争案件  
(金融ADR対応を含む)  
・反社会的勢力対応、AML/  
CFT対応等の金融機関の  
コンプライアンス事業への対  
応・法的アドバイスの提供  
・不動産投資信託(REIT)、匿  
名組合出資・資産流動化法  
を活用した不動産証券化案  
件(各種法規制の相談業務、  
各種契約書の作成・レビュー  
等)  
・民事再生、会社更生、破産、  
特別清算等の法的倒産事件  
・事業再生ADR、中小企業再  
生支援協議会、地域経済活  
性化支援機構等を活用した  
事業再生案件  
・特許権、商標権、著作権等  
の知的財産権に係る訴訟案  
件・法的アドバイスの提供

## 法務DDにおけるリスク分析とリスクの深度に応じた対応

弁護士 國吉 雅男

### 1 序

最近の景気を反映してか、主に買手側から、M&Aに係る法務デュー・ディリジェンス(DD)業務や契約書等のドキュメンテーション業務などをご依頼いただくことが多いです。

とりわけ年末と年度末は、売手側と買手側の様々な事情、思惑が交錯し、M&Aの案件数自体多く、また、期末等の関係で、非常にタイトなスケジュールで、契約締結あるいはクロージングまでの対応を求められることもしばしばです。昨年末などは、私をご依頼いただいただけでも大小合わせ10件近くのM&A案件が同時進行し、常に対象会社の資料、当事務所が作成したレポート、契約書などを精査しているといった状況でした。

対象会社の業種は、金融機関、出版会社、印刷会社、化粧品会社、スポーツ用品店、アパレル、ジュエリーショップなど多種多様であり、また同じ業種でも、それぞれの会社の組織、事業内容、社内規程、システム、各種レギュレーションへの態勢整備などは千差万別で、毎回新たな発見があり、とても興味深く、探究心を駆り立てられます。

本稿では、これまでの私の経験を踏まえ、M&A案件を手掛けるときに特に留意している法務DDにおけるリスク分析とリスクの深度に応じた対応の基本的な考え方について、述べさせていただきます。

### 2 各種リスクの評価、分析とリスクの深度に応じた対応

我々弁護士が買手側から依頼を受けるときには、既に財務やビジネスについて初期的な検討がなされていることが多いものです。そもそも対象会社の事業にビジネスとしての魅力や成長性が見込めなかったり、財務的にどうしようもなく痛んでいるような場合には、買手側の触手は伸びないからです。したがって、法務DDはビジネスDDや財務DDと異なり、ネガティブ・チェックの意味合いが極めて色濃いといえます。

法務DDは言うまでもなく、対象会社や対象事業の法的なリスクを探索、評価、分析する作業の積み重ねですが、法的なリスクは、大きくは以下の3つに分類されます。

- ① デील自体をブレイクさせる極めて重大なもの
- ② デील自体をブレイクさせるものではないが、当該リスクが排除されない限り、 DEALを進めることができないもの
- ③ デील後に売手側から補償を受けることによっても対処可能なもの

①のリスクとして典型的なものとしては、対象会社や対象事業について法令上必要とされる許認可が取得されていない場合、重大な業法違反の事実が判明した場合、あるいは対象会社や対象会社の役員が反社会的勢力との間で深い関係性が認められた場合などです。

法務DDの過程において、このようなリスクが発見された場合には、未だ確証はなく、その端緒が見えたに過ぎない段階であっても、直ちにクライアントである買手側担当者に伝達し、今後の対応について協議する必要があります。

また、許認可の要否、業法違反の有無については、業法の解釈が難解である等の理由により、その判断が難しい場合も多いものです。このような場合には、対象会社に対し、その懸念を伝え、この点に関し対象会社において既に検討した事跡があれば、検討の過程で取得した当局への照会・回答、質疑のやり取りや弁護士意見を確認する必要があります。また、対象会社から取得した資料のみではその懸念が払拭できない場合には、自らノンネームで当局に照会を行う必要があります。もともと、例えノンネームであっても、当局に当該対象会社や対象事業を察知されるリスクがあるため、当局への照会については、必ず事前にクライアントの承認を得るなど慎重な対応が求められます。

②のリスクとしては、例えば、対象会社の製品の製造工場の敷地について土壤汚染の懸念がある場合などが挙げられます。土壤汚染の懸念の程度や範囲、あるいは実際に土壤汚染があった場合に対象会社や対象事業に与える影響等にもよりますが、このような懸念がある以上、かかる懸念が払拭されない限り、通常はDEALを進めることができません。こうした懸念を払拭する方法としては、適切な検査機関に対し土壤汚染調査を依頼し、土壤汚染がないことを証明する報告書の提出を受けるなどが考えられます。この点、案件のスケジュール感によっては、土壤汚染調査が間に合わない可能性があるため、このようなリスクが発見された場合にも、直ちにクライアントである買手側担当者に伝達し、今後の対応について速やかに協議する必要があります。

こうした土壤汚染の懸念が判明した場合の買手側の対応としては、(A)土壤汚染の懸念が払拭されるまでM&A契約の締結自体を保留する、(B)M&A契約は締結するが、土壤汚染の懸念が払拭されることをクロージングの前提条件とする、といった2つの対応が考えられますが、どちらの対応が取られるかは、当該懸念の確度、影響

度の大きさなどによってケース・バイ・ケースです。

③のリスクの典型例としては、対象会社の従業員について時間外手当が適切に支払われていない可能性があることが判明したような場合です。従業員の勤怠管理が適切に行われていなかったり、対象会社において管理監督者として位置付けていた者が法令や判例上求められる管理監督者の要件を満たさなかった場合にかかるリスクが生じることになります。このようなリスクは、大なり小なり多くの会社が抱えているリスクであり、通常デールを前に進めることができないような重大なリスクには当たらない場合が多いといえます。また、かかるリスクについては定量化や試算することが可能な場合もあり、契約締結後やクロージング後にリスクが現実化した場合であっても、売手側に補償金請求を行うことによって対処が可能である場合が多いといえます。

もっとも、もとより補償金請求は、クロージング後も売手が存続していなければ、実現可能性がありません。そのため、クロージング後に売手が清算されて消滅してしまうようなケースにおいては、売手とは別途、売手のスポンサーや親会社など実際に資力がある者に対しても補償金請求できるような契約上の建付けとしておく必要があります。

また、補償金請求については、次のような金額の制限がかけられることが一般的です。

甲（売手）は、第●条に規定する甲の表明保証違反又は甲の本契約上の義務違反に基づき、乙（買手）が損害を被った場合、当該違反と相当因果関係が存する限りにおいて、乙に対して当該損害を賠償又は補償する。但し、賠償又は補償の原因となる、一つの事象に係る損害等（以下「個別損害等」という。）の額が100万円以下である場合には本項の賠償義務又は補償義務を負担しないものとする。また、甲の本項に基づく賠償義務又は補償義務の合計額は、1億円を超えないものとし、これを超える金額について、甲は一切の責任を負わないものとする。

この点、賠償義務又は補償義務の上限については、想定される時間外手当等の支払の負担額を十分にカバーできるような金額とすることについて売手側と交渉する必要があります。

また、上記条項によると「一つの事象に係る損害等（以下「個別損害等」という。）の額が100万円以下である場合」には、補償請求をなさないこととなりますが、この「一つの事象」と

いう文言は一義的に明確ではないので、争いになるケースがあります。例えば、時間外手当が発生する従業員2名が存在し、各60万円の合計120万円の時間外手当の請求を受け、これを支払った場合、一人の従業員に対する時間外手当の支払を一つの事象と見た場合、その額は60万円であり、100万円以下ですので、補償金請求は認められないことになります。他方、支給対象者の人数は問わず、時間外手当の支払を一つの事象と捉えれば、合計120万円であり、100万円を超えますので、補償金請求が認められることになります。したがって、「一つの事象」との文言については二義を許さないよう工夫する必要があります。

さらに、例えば、「対象会社の従業員については必要な賃金等（時間外手当を含む）の支払が全てなされており、未支給のものはないこと」という表明保証規定を置き、その表明保証違反を理由に補償金請求を行う場合には、客観的に時間外手当が発生したことについてどのように担保するかという点も重要です。すなわち、例えば、クロージング後に、対象会社の従業員から未支給の時間外手当があるとして時間外手当の請求を受けた場合に、従業員の主張するがままにこれを支給したとしても、売手側からは当該従業員の主張には理由がなく表明保証違反はない、買手側は客観的に支払義務がないにもかかわらずこれを支払ったものに過ぎないから買手側からの売手側に対する補償金請求には理由がないと主張されるリスクがあります。そのため、どこまでの手続を踏めば、売手側の表明保証違反があったと認定することが可能かという点も売主側と事前に協議し、契約上も明記しておくことが望ましいといえます。

### 3 最後に

M&Aの現場では、たとえ入念に事前準備をしていたとしても、多くの想定外の事象が発生します。

このような想定外の事象が発生した場合に、迅速かつ適確に対応するためには、M&Aの各種スキーム等に関する法的知識が必要であることは言うまでもありませんが、それだけではならず、やはり実務経験がモノを言う世界だと思えます。

本稿では、紙幅の関係上、エッセンス的なところしか述べることができませんでしたが、当事務所はM&A案件について数多くの実績がございますので、ご相談、ご依頼、ご質問等がございましたら、いつでもお気軽にご連絡いただければ幸いです。

## Topic News !

金融庁は、2019年に予定されている第4次FATF対日相互審査等を見据え、所管金融機関に対しマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の高度化を促すべく、平成29年12月8日、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン(案)」及び「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)を公表しました。

各金融機関は、2018年中に、上記ガイドラインを踏まえた態勢の整備が急務となりますが、当事務所の國吉雅男弁護士と金澤浩志弁護士は、金融庁でマネー・ローンダリング等対策を担当した経験があり、この分野に精通しておりますので、ご相談、ご依頼等がございましたらいつでもお気軽にご相談ください。

# 労務アドバラーズ⑫

## ～M&Aにおける労務リスクのポイント～

弁護士 柿 平 宏 明  
弁護士 大 澤 武 史  
弁護士 西 中 宇 紘  
弁護士 山 越 勇 輝  
弁護士 岩 城 方 臣  
弁護士 山 本 一 貴  
弁護士 富 川 諒

### 第1 はじめに

今回の2018年新春号では、M&Aに関する労務問題を取りあげたいと思います。M&Aを実施する際、一般的に買主側で行うことが多い「対象会社」の法的監査(いわゆる法務デューデリジェンス、以下「法務DD」といいます)において、M&A取引上の企業価値や取引が成立するか否かに直結する労務リスクとしてどういったものが挙げられるか、主な点をご説明したいと思います。

### 第2 規則・協定類の整備状況

就業規則や労使協定、労働協約等の人事規則類が整備されているかという点は、企業として労務の基本体制がどれだけ充実しているかの指標となりますので、当然法務DDにおいてもその内容の確認がなされます。また、対象会社における運用実態と乖離して、規則だけが整えられていても意味がありませんので、実態に則した規定類の作成・運用は必須です。これが十分でない企業は想像以上に多いというのが、実際に法務DDを行ったところの感覚です。

よく問題になる事例としては、①36協定の事業所ごとの届出が実はなされていなかった、②変形労働制やフレックスタイム制を運用しているが実際には協定の作成がなされていなかった、③賃金控除や一斉休憩の例外のための協定がなされていなかった、といったことが見受けられます。このような不備は労働基準法違反を招来しますので、是正が必要です。労働基準監督署から将来的にこのような点で指摘が入る可能性は、まさに労務リスクとして買主に認識されることとなります。

### 第3 人員の確保や必要な資格の存在

企業が事業を遂行するには当然人材があつてこそといえます。M&Aを行う際の買主としては、事業遂行上必要な資

格保有者やキーマンとなる人員がいるとすれば、その方々に退職されると非常に困ったこととなります。

したがって、法務DDでは、退職予定者がどの程度存在し、その中にキーマンとなる者が存在するのか、労働者の個別の同意を要するスキームの場合に、その同意を取得できるのか、代替不可の資格保有者に不足がないか、といった観点から確認が必要となってきます。

### 第4 簿外債務の存否

法務DDにおいて、最重要ポイントとっていいのは、買収の対象会社に帳簿資料等には表れない簿外債務がどの程度あるのかという確認作業です。対象会社を買った後に実は多額の債務が発覚するという事態は、買収する側にとってもっとも避けたいことの一つですので重点的に確認を要します。

#### (1) 未払割増賃金

ア 法務DDにて発覚するもっとも主要な簿外債務といえば、未払賃金債務であることはほぼ間違いないものといえます。昨今問題になっているとおり、サービス残業が多くの企業で横行しており、中には勤怠管理すら行っていないというケースも見受けられます。このような場合には、当然残業代等の未払いが発生していることとなりますが、たとえば、タイムカードで勤怠管理をしているものの、タイムカード打刻前後に一定の労働時間が存在する場合や、割増賃金の算定方法そのものに誤解がある場合、管理監督者性の理解に誤りがある場合などでは、対象会社自身が気づかぬうちに残業代が適正に支払われていない可能性が生じます。

勤怠管理は、使用者が講じるべき措置として厚生労働省のガイドライン等も定められていますし、何より勤怠管理がなされなければ残業代等を適正に支給することが困難なため

## コラム



海外の労務法制が各国のバックグラウンドに影響を受けるのは当然であるものの、グローバル化によって各国の法制度が似通ってくることを良く思います。最近の兼業規制の議論などはまさに、各人の人生プランの中での現在の職場に対する捉え方が変わってきていることの現れではないでしょうか。ただ、たこ焼きの味だけは変わりません。(柿平)

今年は冬季オリンピックにサッカーのワールドカップと、大型スポーツイベントが目白押しです。私は球技が得意でないため、これまでロードサイクルや太極拳などマイナーなスポーツで身体を動かしておりましたが、最近はかなり運動不足気味です。今年は新たなスポーツにも挑戦しながら、心身共に健やかな状態で仕事に励みたいと思います。(岩城)

本年は労働法制に関するさまざまな改正議論がより加速度を増してくると思います。同一労働同一賃金や賃金債権の時効の延長など、実務上、非常に影響の大きいものが盛りだくさんとなっており、今後の動きを注視しつつ、クライアントの皆様にも最善のサポートができるよう今年も研鑽に努めたいと思います。(大澤)

直ちに是正が必要でしょう。また、タイムカードと実労働時間のタイムラグは、従業員への勤怠管理を徹底し、業務終了後は直ちに帰社すべきこと等を従業員へ周知することが必要になるでしょう。割増賃金の正確な算定は、意外にも困難を伴いますので、弁護士や社会保険労務士等の専門的第三者へ確認を求めることが有益かと思えます。

イ 割増賃金の支払について、毎月これに相当する固定額の手当を従業員へ支給しているという企業も少なくないと思います。いわゆる定額残業代制を採用すること自体が違法ということではありませんが、その運用方法を誤っているケースが散見されます。

まず重要なこととして、労働者に割増賃金相当として支給されている手当額が、法所定の計算による割増賃金額以上である必要があり、これに反する運用であれば、結局は支給手当額と実際の割増賃金額との差額を支給する必要があります。さらに、定額残業代制を採用する場合には、少なくとも当該特定の手当が、割増賃金として支給されていることを就業規則等において明確にしておく必要があります。仮にこれが不明確であれば、当該手当は割増賃金として支給されているわけではなくなるため、別途法所定の計算に基づく割増賃金を二重に支給する必要が出てきます。

## (2) 労働災害や懲戒事例に基づく紛争の有無

対象会社ではどの程度労働災害が発生しているのかという点もリスクの把握に重要となります。工場があるような企業では、比較的業務上の怪我は多いかも知れません。労働災害の発生件数が多い場合には、労働災害を未然に防ぐ対策を講じる必要がありますが、さらに労働者との間で紛争化している案件はないか、重傷案件がないかという点がポイントになります。

例えば、業務上の災害により従業員が後遺障害を負ってしまったような重大なケースでは、労災申請が認められたとしても、労災保険で従業員の慰謝料までは補填されません。慰謝料だけでも数千万円に達するケースとなれば、当該従業員より今後請求される可能性もあり、重大な簿外債務が懸念されます。

また、最近では、精神的な疾患に罹患してしまう方も大勢いますので、退職者の存在や長時間の残業の実態がないか、職場での人間関係の問題や相談事例がないかなど、その端緒から法務DDでは簿外債務を精査することになります。

これは懲戒処分事例においても同様のことが言えます。つまり、懲戒解雇処分等の懲戒処分を対象会社が課した場合に、今後従業員と紛争化する可能性があれば、懲戒処分の無効や地位確認訴訟等が提起され、給与の支払いや慰謝料の支払いが求められるリスクが生じます。

## 第5 偽装請負等の問題の存否

何らかの業務を例えば業務委託として外注している企業も多いと思いますが、業務委託という体裁を取っていても実態としては委託(請負・委任・準委任等)ではなく労働者派遣や雇用ではないかという問題もよく見受けられます。

例えば、工場内で働いている従業員の内、他の従業員と作業内容や勤怠管理状況がほとんど変わらないにもかかわらず、雇用契約を締結している者と業務委託契約を締結している者が併存している場合があります。人件費の削減等のためにそのような運用を仮に行っているとすると、本来は全員雇用契約を締結すべきという事態に陥ってしまい問題となることがあります。他方で、業務委託にて外注を行っている場合に、下請法の規制を全く無視している事態も見受けられます。このように、法務DDでは企業が無意識に遵守できていないポイントもリスクとして浮き彫りとされてしまうわけです。

## 第6 最後に

今回ご説明させて頂いた点は、法務DDという観点から労務リスクを検討する上での基本的な一部分になります。これらの問題点について、M&A取引の機会に直面してから関心を持っては手遅れとなります。適正な労務の運用や規定の整備などについて企業自身で判断することには限界もありますので、第三者的立場から確認する作業を弁護士にご依頼頂くことは有意義ですし、本記事がそのご参考となれば幸いです。

本年もよろしくお願ひ致します。

2015年から始まったこの「労務アドバルーン」の掲載もはや4年目に突入します。労働法制にかかる変革が日々行われているところですが、今後も読みやすい記事を意識し、人事労務に関する情報発信をさせて頂きますので、よろしくお願ひします。(山本)

今号をもって、事務所季刊ニュースの編集担当アソシエイトの任を解かれることになりました。任期中は皆様のご声援に助けられ、何とか任期を全うすることができました。ありがとうございました。事務所ニュースの編集に携われた経験を活かし、より一層皆様のお役に立てるよう日々邁進して参ります。(西中)

いよいよ弁護士業務も3年目を迎えることになりました。昨年は、訴訟はもちろん、労働審判や仮処分など様々な労働案件を取り扱わせていただきました。自身の経験を活かして、今年も皆様のお役に立てるよう全力を尽くす所存です。よろしくお願ひいたします。(富川)

新年の挨拶にも書きましたが、ありがたいことに修習生時代の同期と結婚することとなりました。家庭を持つということにはやはり責任を感じますし、より一層弁護士として頑張っていきたいという思いが強くなりました。労働法の分野に限らず、引き続き新しい知識の獲得のために勉強を続けていきたいと思ひます。(山越)

## 中小企業における事業承継

弁護士 富川 諒



弁護士

富川 諒  
(とみかわ・りょう)

〈出身大学〉  
神戸大学法学部  
京都大学法科大学院

〈経歴〉  
2015年12月  
最高裁判所司法研修所修了  
(68期)  
大阪弁護士会登録  
弁護士法人中央総合法律  
事務所入所

〈取扱業務〉  
民事法務、商事法務、  
会社法務、家事相続法務

### 1 はじめに

「そろそろ第一線を離れ、誰かに事業を継いでもらいたいが、どうすればよいのか…。」

このような悩みを抱えている経営者の方も多いのではないかと思えます。事業承継を行うにあたっては、後継者の選定、相続人間の争いの回避、相続税対策等様々な事項を検討する必要があります。場合によっては、所有と経営を分離して承継させることもあるでしょう。

また、「中小企業における事業承継」といえば、親族に事業を承継させるというイメージが強いと思いますが、近年では、親族以外の第三者に対し事業承継を行うケースも増加傾向にあります。

そこで、本稿では、親族内承継を行う場合に問題となりやすい事項をご紹介の上、役員・従業員に対する事業承継及び社外への事業承継について簡単にご紹介させていただきます。

### 2 親族内承継

- (1) 親族に対し事業承継を行う場合には、後継者の選定・育成が重要であることはもちろん、株式の集中、後継者以外の相続人に対する配慮、後継者の資力、税金対策及び債務・保証・担保の承継等の様々な問題を検討する必要があります。以下、親族内承継に際して問題となりやすい事項をご紹介させていただきます。
- (2) 後継者が安定的に会社を支配するためには、株式を集中させることが必要です。株主総会において重要事項を決定するためには、少なくとも発行済株式の3分の2以上の株式を取得する必要がありますといえるでしょう。株式取得の方法としては、株主との合意、会社による相続人に対する株式売渡請求、特別支配株主の株式等売渡請求等様々な方法があります。現状に適した方法を選択し、株式の集中を図りましょう。また、名義株が存在する場合にはその対応も必要となりますので、ご注意ください。
- (3) 後継者以外の相続人に対する配慮も重要です。民法上、兄弟姉妹以外の相続人には遺留分(兄弟姉妹以外の相続人が最低限相続できる財産です。)があるため、遺留分を侵害するような生前贈与や遺言を行ってしまうと、相続人間の争いが生じることになりかねません。他の相続人の遺留分放棄が可能であれば問題ありませんが、そうでなければ、後継者以外の相続人の遺留分を侵害しないよう財産処分を行う必要があります。
- (4) 株式及び事業用資産の移転については、贈与・相続が用いられるケースが一般的ですが、この場合、多額の贈与税・相続税が発生する可能性がありますので、その対策を講じる必要があります。例えば、暦年課税贈与、非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予・免除制度や小規模宅地等の特例等の制度を利用することで贈与税・相続税対策を図ることが考えられます。
- (5) 会社の借入について経営者が連帯保証人となっていたり、経営者所有にかかる不動産を担

保に供している場合には、これらを処理する必要があります。この対応を怠れば、例えば経営者個人が負担する債務や担保について、相続人間で争いが生じることにもなりかねません。金融機関等の債権者と協議を行うなどして、適切に処理する必要があります。

- (6) 以上ご紹介させていただきました問題点は、あくまで一例に過ぎません。会社や経営者の現状を適切に分析し、一つずつ丁寧に対応することが肝要です。

### 3 役員・従業員承継

役員・従業員承継の手法としては、MBO(役員による株式取得)、EBO(従業員による株式取得)というように、有償の譲渡により株式・事業用資産の承継が行われることが多く見受けられます。

役員・従業員に対して事業を承継させる場合でも、親族内承継の場合と同様、後継者の選定・育成、資金調達、株式の集中及び債務・保証・担保の承継といった問題が生じますが、「有償」で株式等を取得する以上、特に、後継者の資金調達が高いハードルとなります。この点については、従来は金融機関からの融資による方法が一般的でしたが、近年では、ファンドやベンチャーキャピタル等からの投資によって、MBO・EBOを実行する事例も増加傾向にあります。

また、現経営者の親族との関係を調整する必要もあるでしょう。場合によっては、無議決権株式や優先株式等を利用することで、親族との関係を調整することも考えられます。

### 4 社外への承継(M&A等)

社外への承継方法としては、株式譲渡、事業譲渡、会社分割及び合併といった方法が挙げられます。

買主としては、対象会社がどのような問題を抱えているかを確認することになります。承継方法により監査の対象・範囲は異なりますが、一般的には、組織面、取引関係、人事労務、資産・負債、ファイナンス、知的財産関係、訴訟・紛争、環境その他潜在的債務の有無といった項目について網羅的に検討がなされることとなります。

売主としては、買主による監査に協力することも重要ですが、そもそも、当該監査で致命的な問題が発見された場合には事業承継自体が破談することにもなりかねません。事業承継をスムーズに実行するためにも、経営者自身において自社の問題点を予め発見しておき、株主の整理や現状に合わせた社内整理、不要な資産の処分等を行うことが望ましいといえるでしょう。

### 5 最後に

以上のとおり、一口に事業承継といっても、その対象や方法は多岐にわたっており、問題となり得る事項は数えればきりがありません。経営者としては、早い段階から専門家と協議し、計画的な事業承継を行うことが肝要です。



弁護士

鈴木 秋夫  
(すずきあきお)

〈出身大学〉  
東京大学法学部

〈経歴〉  
2000年10月  
最高裁判所司法研修所修了  
(53期)  
大阪弁護士会登録  
弁護士法人中央総合法律  
事務所入所

2002年8月  
宅地建物取引主任者登録

2003年1月  
行政書士試験合格

2004年5月  
管理業務主任者登録

2006年1月  
社会保険労務士登録

2007年5月  
2級建築業経理士資格取得

2012年4月  
貸金業務取扱主任者登録

2012年11月  
経営革新等支援機関認定

〈取扱業務〉  
金融法務、倒産法務、  
民事法務、会社法務、  
商事法務、家事相続法務

## 最新判例紹介

# 新しい最高裁判所判例を取得しました！

～最高裁判所第三小法廷平成29年9月12日決定～

弁護士 鈴木 秋夫

### 1 初めに

当職が担当した破産法104条の開始時現存額主義の解釈に関する事件において、当職の主張内容が採用された最高裁判所判例を取得しましたので、ご紹介いたします。

地方裁判所で負け、高等裁判所で一部逆転勝利し、最高裁判所で完全勝利が確定するなど、結論が3回も変わるハラハラした事件でしたが、最高裁判所において自己の主張内容が全面的に採用されて、弁護士として嬉しい限りです。

代理人としての当職の名前は出ていませんが、決定内容は、裁判所のホームページ([http://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail2?id=87073](http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=87073))に掲載されています。

### 2 事案の概要及び争点

(1) 破産債権者Aが、破産手続において債権の全額(一般破産債権のみならず、劣後的破産債権である破産手続開始後の利息・損害金を含む)を届け出たところ、その後、物上保証人Bから一般破産債権の一部弁済を受けました。

この場合、破産法104条によると、破産手続上、破産債権者Aは、破産手続開始時に有する債権の全額(一部弁済の金額を控除しない金額)について権利行使をすることができ(これを開始時現存額主義といいます)、一方で、一部弁済をした物上保証人Bは、破産債権者Aが全額の権利行使をする場合には権利行使が一切できないこととなります。

しかし、本件事件は、破産配当率が80.236%という高率になったため、破産債権者Aは、一部弁済に加えて破産配当全額を受け取ると、実体法上の一般破産債権の残額(一般破産債権から一部弁済を控除した後の金額)の全額が消滅するという状態(但し劣後的破産債権の全額は消滅しない状態)になります。

(2) そのため、破産債権者Aの一般破産債権の実体法上の残額を超過する配当部分について、①破産債権者Aに全額配当すべきであるのか、②先に物上保証人Bを除く他の一般破産債権者の届出に係る一般破産債権に配当して(物上保証人Bを除く他の一般破産債権者は全額の配当を受ける)、残額を破産債権者Aの劣後的破産債権に配当すべきであるのか、③物上保証人Bに全額配当すべきであるのか、が争点となりました。

そして、破産管財人は、③の考え方を主張して、超過する配当部分を物上保証人Bに全額配当する内容の配当表を作成したため、破産債権者Aの代理人である当職は、配当表に対する異議申立を行いました。

配当表に対する異議申立事件において、当職は、主位的に①の考え方、予備的に②の考え方を主張し、相手方である破産管財人は③の考え方を主張しました。

この点、地方裁判所は③の考え方、高等裁判所は②の考え方を採用し、破産管財人による抗告が許可されて最高裁判所に係属することになりましたが、最高裁判所は、以下の通り、①の考え方を採用しました。

### 3 判旨

同一の給付について複数の者が各自全部の履行をする義務を負う場合(以下、全部の履行をする義務を負う者を「全部義務者」という。)について、破産法104条1項及び2項は、全部義務者の破産手続開始後に他の全部義務者が弁済等をしたときであっても、破産手続上は、その弁済等により債権の全額が消滅しない限り、当該債権が破産手続開始の時に有する額で現存しているものとみて、債権

者がその権利を行使することができる旨を定め、この債権額を基準に債権者に対する配当額を算定することとしたものである。すなわち、破産法104条1項及び2項は、複数の全部義務者を設けることが責任財産を集積して当該債権の目的である給付の実現をより確実にするという機能を有することに鑑みて、配当額の計算の基礎となる債権額と実体法上の債権額との乖離を認めるものであり、その結果として、債権者が実体法上の債権額を超過する額の配当を受けるという事態が生じ得ることを許容しているものと解される(なお、そのような配当を受けた債権者が、債権の一部を弁済した求償債権者に対し、不当利得として超過部分相当額を返還すべき義務を負うことは別論である。)

他方、破産法104条3項ただし書によれば、債権者が破産手続開始の時に有する債権について破産手続に参加したときは、求償債権者は当該破産手続に参加することができないのであるから、債権の一部を弁済した求償債権者が、当該債権について超過部分が生ずる場合に配当の手続に参加する趣旨で予備的にその求償権を破産債権として届け出ることとはできないものと解される。また、破産法104条4項によれば、債権者が配当を受けて初めて債権の全額が消滅する場合、求償債権者は、当該配当の段階においては、債権者が有した権利を破産債権者として行使することができないものと解される。

そして、破産法104条5項は、物上保証人が債務者の破産手続開始後に債権者に対して弁済等をした場合について同条2項を、破産者に対して求償権を有する物上保証人について同条3項及び4項を、それぞれ準用しているから、物上保証人が債権の一部を弁済した場合についても全部義務者の場合と同様に解するのが相当である。

したがって、破産債権者が破産手続開始後に物上保証人から債権の一部の弁済を受けた場合において、破産手続開始の時に有する債権の額として確定したものを基礎として計算された配当額が実体法上の残債権額を超過するときは、その超過する部分は当該債権について配当すべきである。

### 4 最後に

(1) 最高裁判所に事件記録が到着したのが平成29年2月であり、最高裁判所の判断が出る時期は不明であることから、当職は、最高裁判所から文書が届くのを期待と不安が入り交じった状態で待っていましたが、平成29年9月13日に最高裁判所からの封筒が届きました。

ドキドキしながら封筒にハサミを入れて文書を取り出すと、「本件抗告を棄却する。」という主文の文字が目に入り、安堵しました。

また、理由を読むと、自己の主張内容が全面的に採用されており、思わず、ガッツポーズをしてみました。

(2) 本件は、当職が、破産債権者Aに全額配当するのが正しい配当表であるという意見を出して、破産債権者Aが配当表に対する異議申立を行いましたので、当職としても、絶対に勝ちたい事件でした。

また、本件での「超過する配当部分」の金額は1455万2667円であり、破産配当の金額としては多額ですので、依頼者である破産債権者Aは、当初の配当表より1455万2667円も多い債権回収を実現させることができ、大きな経済的利益を得ることができました。

最高裁判所の決定正本を破産債権者Aに送付した後に、破産債権者Aの担当者から、お礼の言葉を頂き、弁護士冥利に尽きます。

# 会社法セミナー2017「企業不祥事例の分析とガバナンス・内部統制」の開催報告

弁護士 森 本 滋 弁護士 金 澤 浩 志  
弁護士 山 田 晃 久 弁護士 浦 山 周

去る2017年10月12日、当事務所主催にて、一部のクライアントの皆様にお越しいただき、会社法セミナー2017「企業不祥事例の分析とガバナンス・内部統制」を開催させていただきました。

## 1 本セミナーの趣旨と構成

大企業における不祥事が相次いで発生し、企業価値が損なわれる事例が後を絶ちません。近時は、いわゆる「守りのガバナンス」から「攻めのガバナンス」への力点の転換を促す議論が見られますが、相次ぐ企業不祥事例からも明らかとなり、「攻めのガバナンス」を過度に押し進めて足をすくわれないための「守りのガバナンス」を固めることの重要性を再認識する必要があります。

本セミナーは、法令遵守や不祥事防止が、CEOや取締役会が正面から検討すべき重要な経営課題、ガバナンス問題であり、経営陣に求められる健全な企業家精神の中心に据えられるべきとの考えを基礎として企画したものです。①粉飾・会計不正、②金融機関における不祥事、③子会社における不祥事という類型毎に、発生原因等について、第三者委員会報告書を基に事例分析を行い、最後に法的な整理として、企業不祥事と役員の実務上の責任について報告させていただきました。



## 2 企業不祥事例の分析

### (1) 粉飾・会計不正

山田弁護士より、近時の粉飾・会計不正事例を2件取り上げ、発生原因等についての分析結果を報告しました。

まず、巨額を含み損を抱える金融資産を連結外のファンド等に飛ばし、計上すべき損失を隠していたという事例を取り上げました。この事例では、①経営トップも関与してきたこと、②監査部門の長や常勤監査役を財務部門の出身者が務めたために同部門に対する監査が機能しなかったこと、③経営陣がトップの意見を鵜呑みにし、疑惑を追及した外国人CEOを解職して調査を行わなかったことが、問題の原因とされています。経営トップによる不祥事も想定に入れたリスク管理が必要です。

次の1件は、「チャレンジ」と称する利益目標の達成のために不正な会計処理が行われていた事例を取り上げました。この事例では、①経営トップに意見を言えない風土であったこと、②各事業部門の長は過大な利益目標を必達しなければならないというプレッシャーを負っていたこと、③利益目標達成のために会計処理することが従業員の間でも常態化していたことが、複数の事業部門で不正会計が行われた原因とされています。指名委員会等設置会社で、コーポレートガバナンスに積極的に取り組む企業として評価されていただけに、運用面がいかに重要であるかを再認識させる事案でした。



### (2) 金融機関における不祥事例

浦山弁護士より、金融機関が経済の基本インフラ等としての公共性を有し、金融当局の監督下において業務遂行している状況、3 lines of defenseのコンセプトを確認したうえで、2件の不祥事例の発生原因等についての分析結果を報告しました。

1件目の事例は、多数の融資先候補の試算表等を改ざん等した上で融資を実行したという事例でした。この事例では、ある支店で試算表の改ざんが発覚したにもかかわらず、その後、不正行為なしとの結論を念頭に置いた調査等が行われた結果、事案の全容を早期に見えませんでした。

2件目の事例は、いわゆる公募増資インサイダーの事例です。営業部門は、収益の獲得に過度に傾注し、インサイダー情報の取扱いに係る社内規定を遵守せず、また明確な社内規定が存在しない部分の突いて、インサイダー情報を獲得し、これを顧客

に提供するなどの不正行為を行いました。この事例は、証券取引等監視委員会の検査を端緒として発覚したものでした。

いずれも金融機関のリスクとして認識すべき不正行為ですが、根絶は現実的に不可能とも思われますので、早期発見・自浄作用発揮のための体制を構築し、その機能を継続的に検証し、改善に向けた取組を継続することが重要です。



### (3) 子会社における不祥事例

金澤弁護士より、近時不祥事の発生が目立っている子会社における不祥事例を2件取り上げ、発生原因等についての分析結果を報告しました。

まず、過半数の株式を取得した上場子会社におけるノンコア事業で架空循環取引が行われたという事例を取り上げました。買収前のDDではノンコア事業について十分な検討が行われなかったこと、買収後も同事業については組織の見直し等が行われず、経営陣がそのリスクを認識していなかったことが早期発見を妨げた原因であったと考えられます。買収時監査の重要性に加えて、買収後におけるリスク把握のための体制整備の重要性を認識させる事案でした。

もう1件は、米国企業と共同で設立された経緯を持つ合弁企業の海外子会社で不正な会計処理が行われていた事例を取り上げました。合弁企業の役員は、内部告発に基づいて実施した調査により、不正を認識したにも関わらずそれを隠蔽し、親会社に情報が伝わらず、問題把握までに相当期間を要したという経緯がありました。合弁先である米国企業との関係も一定の影響を及ぼしていたことが窺われ、こうした合弁子会社の管理の難しさが浮き彫りとなったケースです。



## 3 企業不祥事と役員責任

最後に、森本弁護士より、企業不祥事例の分析の基とした第三者委員会報告書は、経営責任を全うするためにどうすべきかという観点から作成されるものであり、善管注意義務違反に基づいて判断される法的責任とは明確に区別する必要があると指摘したうえで、企業不祥事と役員責任の法的責任について、裁判例を踏まえつつ報告を行いました。

役員責任の法的責任を考えるに当たっては、代表取締役、業務担当取締役、社外取締役の3つの類型に応じた役割や情報量を前提に個別具体的に責任論を構築しなければならず、企業不祥事との関連においても、取締役会の構成員としての取締役の監視義務と、代表取締役や業務担当取締役が業務執行権限に基づいて負うこととなる監督義務とは質的に異なることを強調しました。

取締役の監視義務の実質は、個別具体的な業務執行をチェックすることではなく、適切な内部統制システムの整備とその効果的運用を監視しておくことにあり、社外取締役においては、適切なリスク管理体制が構築され、それが効果的に運用されている場合には、取締役会に上程された事項等に限って監視義務を負うこととなり、内部体制が適切に確立されていれば、法的責任に関してはそれがセーフハーバーになります。

代表取締役については、基本的に担当取締役等を通じた間接的チェックで足り、特段の事情がない限り、内部統制システムを通じて業務全般を監督するとともに、担当役員から適宜報告を受けていけば良いということになります。これに対して、業務担当取締役は、日常的に個別の業務執行をチェックする必要はないものの、適宜適切に部下に報告を求めただけではなく、定期的に現場の監督や関係書類をチェックすることが必要であるという違いがあるということになります。

このような役割に応じた対応が必要となるものの、経営陣においては、日ごろから公正かつ透明な会社経営に配慮して内部統制システムを充実させ、その効果的運用を適切に行っている場合には、法的責任に過度にセンシティブになる必要はなく、経営責任を全うすることに正面から取り組むことで足のだと総括しました。



当事務所では、今後も、会社法やコーポレートガバナンスに関するトピックを取り上げたセミナーの実施や出版物の刊行を通じて、クライアントの皆様の業務のお役に立つような情報を提供して参ります。

## 第24回 Globalaw年次総会参加報告(ロンドン)

弁護士 安保 智 勇  
外国法事務弁護士 アダム・ニューハウス  
弁護士 大 口 敬

弁護士法人中央総合法律事務所は、現在世界165都市、110以上の法律事務所、約4,500人の弁護士が加盟する法律事務所ネットワーク「Globalaw」に加盟しております。2017年10月にロンドンにてGlobalawの年次総会が開催され、当事務所からは安保智勇弁護士、アダム・ニューハウス弁護士と大口敬弁護士が参加いたしましたので、本事務所ニュースにてその内容をご報告いたします。

### 1 年次総会の開催

10月の終わり、イギリスの法律事務所Gordon Daddsの主催により、2017年のGlobalawの年次総会がロンドンで開催されました。世界各地から100人以上が参加し、4日間にわたり様々なセッションやセミナーを行いました。

世界指折りの金融の中心地であるロンドンですが、中でも斬新なデザインで有名なのがロイズ保険のビルです。GlobalawのスポンサーであるEPIC Insurance Brokers and Consultantsのおかげで、Globalawの会期前にロイズビルに入る機会を得ることができました。ニューハウス弁護士がこれに参加し、君主や首相の絵が飾られたフロアをまわりながら、17世紀創業時のロイズコーヒーハウスで行われていた会合に思いを馳せました。



海難事故などの悲報には1回、無事帰還などの吉報には3回鳴らされるというロイズの鐘

### 2 訴訟ファイナンス

初日は、訴訟と仲裁のいずれを選択するかという点についてのセッションからスタートしました。仲裁制度については昨年のドバイの年次総会でもメインピックとなったもので、世界中で関心の高い分野です。ドバイも仲裁機関として名が知られてきていますが、やはりロンドン国際仲裁裁判所は圧倒的な知名度を誇ります。セッションでは費用や必要期間、使い勝手の点から訴訟と仲裁のいずれを選択するかにつき各国の弁護士

の経験をふまえた検討が加えられましたが、どの弁護士もケースに応じて悩みをかかえているようです。現状では、コスト倒れにならないよう、請求額の大きい事件において仲裁を利用する傾向にあるようです。

仲裁のセッションに続いてイギリスやアメリカで普及しつつある訴訟ファイナンスについてのセッションが行われました。日本では馴染みのないものですが、訴訟ファイナンスとは、訴訟ファンドから訴訟や仲裁の費用の資金供与を受け、訴訟ファンドは当該訴訟で判決や和解で金銭が支払われる場合にその一定割合を報酬として受け取るというものです。ファンドのスピーカーによれば、勝率の高い訴訟や仲裁に投資すること、投資対効果の高い対象を選ぶこと、ほとんどのケースが判決前に和解になることなどにより、投資利益率は30%近くなるということです。投資対効果の高い対象が選ばれるので、投資の対象となるのは請求額が比較的高額な事件に限られてくるようですが、請求側が勝訴できそうな事案ではあるものの請求額が大きく莫大な訴訟費用を捻出できないといった場合には特に有益なシステムとなるのでしょうか。後述するような弁護士事務所の上場についてもそうですが、伝統的な弁護士の感覚からは司法システムが投資対象となることに懸念も生じないわけではないのですが、いずれ日本もイギリスやアメリカのように変わっていくかもしれません。



図書館を模した会場

### 3 プレグジット

今回の会議がロンドンで行われたことから、プレグジット(EUからのイギリス離脱)はいくつものセッションでトピックとなりました。

まず、近時のプレグジット、アメリカ大統領選、スペインのカタルーニャ独立運動といった出来事に象徴される「ポピュリストの反乱」とも称される社会現象を扱ったセッションです。あるスピーカーは、世界的な社会不安の根底にあるのは、数百万人の経済停滞、不平等、中産階級の経済的損失にあり、時代遅

れの経済システムは修正しなければならないとします。イギリスがEUから撤退するのはコストがかかるものの、他方で、イギリスは商業を促進させるためにEUに参加したのであり、そのために主権を犠牲にしたり、法律を廃止したり、社会規範を放棄することなどあってはならないと主張されました。また、別のスピーカーからはEUへの継続的な参加が、イギリスの司法の独立性及びコモンローの存続性にも深刻な影響を与える可能性があるとの示唆もありました。

また、ロンドンでのビジネスチャンスについての起業家のパネルディスカッションでもブレグジットは話題になりました。あるスピーカーはブレグジットによって、イギリス人の起業家精神が呼び覚まされるとし、EU内にとどまることは表現の自由と革新的な思考を抑圧するともいいます。また、ブレグジットを理由にイギリスを「処罰」しようとするヨーロッパの態度は未熟であるとさえ主張するスピーカーもいました。たしかに現在は、IT分野の投資についてイギリスのリーダーシップはないに等しい状態ではある一方で、ロンドンは国際仲裁地としての地位を維持するでしょうし、英語が国際取引における共通言語から取って代わられることも直ちにはないという強みはあるでしょう。

ブレグジットやトランプ現象が生じた原因について、ヨーロッパやアメリカの弁護士がある種の当事者意識をもって語る姿が印象的でしたが、最後になってそれまで議論を聞いていたある重鎮のアメリカ人弁護士が、「この場ではこれだけ言わせて欲しい。アメリカ大統領選をはじめとする近時のこの現象の原因を描ききった本がある。」と前置きして、アメリカでのベストセラー本を各国の弁護士に勧めました。既に邦訳も出ているのですが、「ヒルビリー・エレジー」(J.D.ヴァンス著)というアメリカの白人層の貧困を回想録の形式で描く本で、多くのアメリカ人が「腑に落ちた」ということですので紹介させていただきます。

#### 4 法律事務所の大規模化傾向

今回のホストファームで、オルタナティブ・インベストメント・マーケット(AIM)に上場しているGordon Daddsが、今年初めにAIMにおいて第2位の規模の法律事務所になったとのこと。Gordon DaddsのCEO Adrian Biles氏は、事業の運営に必要なものに投資をするには、規模は必要であるとして、「合併するか、多様化するか、失敗するか」といいます。今後、大規模法律事務所が「生き残る」ためにより拡大し、中小規模の法律事務所は後退していくことは避けたいとの意見です。また、収益性に焦点を当てることで、法律事務所では見逃されがちな効率性を追求することができるともいいます。しかし、法律事務所の主体を法律の専門家から株主に変更することは、社会における伝統的な弁護士の概念からかなり離れています。この発展が未来への道筋なのか単なる一時的な異常なのかは興味深いところでは。



#### 5 成長サイクル

どのようにビジネスと収益性を成長させるかについて、Darren Shirlaw氏により「Economic Clock」(時計の針で『好況、後退、不況、回復』という景気循環を表現したもの)という概念に基づいたセッションが行われました。景気循環はマクロ経済の視点ですが、一般の経済成長だけでなく、個々の企業の成長についてもかなりの精度で予測できるとします。そして、各企業にも景気循環と同様の成長サイクルがあるが、停滞のブラックホールがあり、事業を次の成長段階に移行するためには停滞が訪れたときに前提条件を見直す必要があるというのがShirlaw氏の主張です。例えば、従業員のポジションを「管理」や「インフラストラクチャー」部門、「生産」部門、「新規事業」部門に区分したとき、最適なその人数割合は固定的なものではなく、企業規模の変動に応じて変化してくるのであり、その見直しにより最適な成長と最大の収益性が保証されるとします。

#### 6 Soft Vengeance

南アフリカの憲法裁判所の元裁判官で、アパルトヘイトに対して正義と自由のために戦ったAlbie Sachs氏のセッションは圧巻のものでした。彼は、反アパルトヘイト運動に参加し、国を追われ、亡命先で南アの治安部隊による暗殺未遂にあい右腕と片目の視力を失いました。その後、南アのマンデラ政権発足時に憲法裁判所の首席判事に任命され、以後南アで立憲主義を実現するために尽力した人物です。不条理に苦しめられた同氏ですが、「Soft Vengeance(直訳すると『ソフトな復讐』)」というのが彼のコンセプトで、犯罪者に対して即時の処罰を求める我々の原始的な態度を改めさせるものです。彼によれば刑罰は二次的なもので、あくまで民主主義に基づく正義を実現するための司法プロセスを重視します。そして、これこそが真の「復讐」となるということです。静かでありながら熱のこもった、自身の経験から語る正義についての講演には皆が心を打たれ、この会期ではじめてのスタンディングオベーションで幕を閉じました。

#### 7 おわりに

会議を通じて、Globalawがメンバーの顧客のために熱心でダイナミックなグループであることを再確認しました。新たに、ニューヨーク市のOlshan Frome Wolosky LLP、モナコのJean-Charles S. Gardetto法律事務所、ベネズエラのVellenilla, Escalante & Asociados法律事務所を迎え、世界中のニーズに対応できるようますます拡大していきます。



# 「欧州金融ビジネスにおけるリテール戦略視察団」参加報告

弁護士 赤崎 雄作



弁護士  
赤崎 雄作  
(あかさき・ゆうさく)

〈出身大学〉  
東京大学法学部  
京都大学法科大学院  
米国カリフォルニア大学  
ロサンゼルス校ロースクール  
(LL.M.)

〈経歴〉  
2008年12月  
最高裁判所司法研修所修了  
(新61期)  
大阪弁護士会登録  
弁護士法人中央総合法律  
事務所入所

〈取扱業務〉  
会社法務、金融法務  
渉外法務(主に中東)  
民事法務、商事法務

## 1 はじめに

平成29年10月29日から11月5日の日程で、一般社団法人金融財政事情研究会が主催した「欧州金融ビジネスにおけるリテール戦略視察団」(以下、戦略視察団)に参加してまいりました。昨今の技術の発展により、金融機関が単独で業務を展開していくことは困難となり、フィンテック企業等との協働が求められる時代となりました。それに関連して、金融機関システムの接続仕様をフィンテック企業等に公開するオープンAPIが注目を集めておりますが、平成29年の銀行法改正により、金融機関には、フィンテック企業等との「連携・協働に係る方針」の策定・公表が義務付けられます。

戦略視察団においては、イギリスのロンドンと、スイスのチューリヒの金融機関やフィンテック企業を中心に訪問し、意見交換をしてまいりました。イギリスにおいては、2016年にオープンAPIに関する規範的な仕様やルールの体系を定めた「Open Banking Standard」が公表され、政府が主導してフィンテック産業の育成と金融機関の競争力強化を推進しております。他方、スイスにおいては、その歴史的な経緯もあり、個人資産管理に関するフィンテックが盛んであり、オープンAPIの重要性は認識されつつ、イギリスとは異なったアプローチがとられておりました。特徴的な両国の金融機関、フィンテック企業との意見交換は非常に興味深いものでありました。

## 2 ロンドンでの企業訪問

### (1) 金融機関

まずは、HSBCの本部にあるイノベーションリレーションシップマネジメントという部門を訪問しました。同部門は、世界中で20万人の従業員を抱える巨大な金融機関であるHSBCにあって、わずか30人ほどのメンバーから成り、新たなテクノロジーによってHSBCに革新をもたらすことをその役割としております。イギリスにおいては、政府レベルで新たな技術やサービスのいわば実験のために、規制を緩和する「サンドボックス」と呼ばれる制度があり、金融機関やフィンテック企業による新たな取り組みが促進されていますが、HSBCにおいては、組織レベルでその中に「サンドボックス」を構築し、新たな技術やサービスを促しているということでした。HSBCという世界的な金融機関のこういった取り組みは、わが国でも非常に参考になるのではないかと感じました。

また、London Mutual Credit(LMC)という日本でいう信用組合に該当する金融機関を訪問し

ました。ここで印象的だったのは、地元密着型の金融機関として、金融教育に力を入れているという話でした。具体的には、未成年が預金口座を開設すると、一定の金員をプレゼントすることとしており、また、未成年の名義の預金は高金利であったり、預金を継続する場合には一定のノベルティを提供したりしているとのことでした。日本においては、未成年者に対する金融教育に関する意識は高くないと感じておりますが、LMCの取り組みは非常に興味深いものでした。



### (2) フィンテック企業

ロンドンの金融街といえば、いわゆる「シティ」を想像される方が多いかと思いますが、同地区の地価の高騰等により、最近では「カナリーワーフ」と呼ばれるエリアも新たな金融の中心地として発展してきています。その「カナリーワーフ」の高層ビルに入っているLevel39というコワーキングスペースを訪問しました。ロンドンでは有名なスタートアップ企業を育てる組織の一つで、オフィスを構えるには厳しい審査をクリアする必要があるということもあり、中にはもはやスタートアップと呼ぶのが適切でないほど大きな企業もオフィスを構えていました。Level39ではDoreming社とAuthlete社といういずれも日本にゆかりのある企業の方と意見交換をしました。

前者が試作する商品は、給与の支払を月に一度ではなく日払いとするもので、同商品を利用することで保険料や税金の問題をクリアできることになるといいます。イギリスでは離職率が高いことが社会問題となっており、同商品を利用することで採用を有利に進めたい企業が顧客になることを見込まれるということでした。後者は、オープンAPIにおける「認可」という手続に特化した技術を提供する会社で、日本の金融機関との協業も

検討しているとのことでした。いずれの会社も、大企業では採算性が合わないようなニッチな分野に特化した商品・技術を売りにしていたのですが、金融機関のサービスが多様化している現在において、ニッチな分野に特化したフィンテック企業が成長するのは当然の流れであると感じました。

その他、Startup Bootcampというフィンテック企業に特化したアクセラレータを訪問し、実際にそのプログラムに参加しているKyoLAB社と意見交換を行いました。また、クラウドベースで国際的な送金エンジンを提供するCurrency Cloud社を訪問しました。



### (3) Open Banking

欧州では、決済サービス指令PSD2(Payment Service Directive 2)が2018年1月より施行されます。これにより、金融機関は口座情報や決済サービスの利用を求めた事業者に情報を提供したり、決済や資金移動の要求を受け入れ処理したりする義務が求められるようになります。イギリスは歴史的に「プラットフォームビジネス」の成功により発展してきた経緯もあり、フィンテックビジネスが発展するプラットフォームについても、政府主導でその体制を構築しております。具体的には、Open Bankingのワーキンググループを立ち上げ、主要9銀行が共通で利用するオープンAPIの枠組みが作成されました。このオープンAPIを用意することで銀行ごとにインターフェースを作成する必要がなくなり、フィンテック企業の参入がより促進されることになると考えられます。

Open Bankingは、金融規制庁ではなく、競争・市場庁という競争法を管轄する官庁の下に設置された機関ということであり、それを聞いた際には少し違和感を覚えました。オープンAPIの取り組みが金融サービスについて銀行以外の企業にも参加する機会を提供するものであることからすると、それが自然な位置付けであるのかもしれませんが。

また、みずほ総合研究所のロンドン事務所を訪問し、ブレグジット後のイギリスの金融環境や、欧州全体の動向についてお話を伺いました。ブレグジットを問う国民投票の際の現地の状況や、EUとの交渉状況には国内政治の影響が大きいというお話など、非常に興味深い話を伺うことができました。

## 3 スイスでの企業訪問

### (1) スイス銀行協会

スイスはEUに加盟していないため、PSD2の規制を守る義務はありませんが、欧州と2大銀行(UBSとクレディ・スイス)と

の関連は深く、EUの考え方を勘案しながら、自国にどのように反映させていくかをスイス銀行協会では検討しています。しかしながら、イギリスとは異なり、政府主導での取り組みは行われていません。市場がオープンAPIを求めれば、金融機関としてもそれに対応しなければならなくなるはずであり、政府が主導するものではないとの考え方によるものであるとのことでした。

### (2) フィンテック企業

スイスでは、Additivというロボアドバイザーのソフトウェア等を販売する会社を訪問しました。スイスの金融機関といえば徹底的な秘密主義というイメージがありますが、世界的にマネーロンダリング対策が求められるようになってきている現在、スイスの金融機関も以前とは異なってきているようです。しかし、個人資産管理については依然として有名な国であり、ロボアドバイザー等の技術も非常に発展しているとのことでした。

## 4 おわりに

日本においては、金融制度ワーキンググループの報告書を受けて、昨年6月に銀行法が改正され、今後、金融機関に対してオープンAPIに係る体制整備をする努力義務が課されることとなります。努力義務であるとはいえ、政府主導でオープンAPIに向けた取り組みがなされているため、どちらかというといギリスに近い形でフィンテックの推進がなされていると思われる。

その意味で、特にロンドンでのOpen Bankingへの訪問は有意義でした。Open Bankingの枠組みにおいても、銀行のAPIにアクセスできるフィンテック企業は当局の認可を受ける必要がありますが、当該認可の運用がどのようになされるのか次第で、どこまでフィンテックが促進されるかに影響があるものと思われる。厳格すぎるとビジネスへの参入が困難となりフィンテックの促進が阻害されると思われ、他方認可の取得が容易すぎると体制整備の整っていないフィンテック企業が多数参入し、顧客情報の流出等の問題が生じる可能性があると思われます。従って、当局の認可判断の精度や規制態様が大きなポイントになってくるのではないかと考えられます。

日本においても、上記の銀行法改正によってフィンテック企業に関して「電子決済等代行業者」という概念が創設され、登録制による規制が課されることとなります。かかる規制が適正に機能するか否かが、日本におけるフィンテックの促進にとって大きな意味を持つのではないかと考えられます。

今回の視察団で得た知見をふまえ、今後も国内のみならず海外の動向も注意深くウォッチしていきたいと思えます。



## ファイナンシャルランナーズ駅伝のご報告

弁護士 浦山 周

秋口からでしょうか。「5キロ」と聞くと、ついつい連想してしまうもの。そう、ファイナンシャルランナーズ駅伝です。

2017年12月2日、そのファイナンシャルランナーズ駅伝の第4回大会が、「駅伝の聖地」国営昭和記念公園にて開催されました。当日は、雲一つない青い空、暖かい日差し、燃え立つような紅葉に恵まれ、300を超えるチームのランナー達が、日頃の鍛練の成果を発揮するべく、また運動不足解消や健康増進のため、昭和記念公園に集いました。弊所は、第1回大会から引き続き今大会も協賛させていただき、また男女混合チーム2チームがエントリーしました。

そもそもファイナンシャルランナーズ駅伝とは、金融業務に携わるランナーを含む4人で構成されたチームで、男性チーム部門、男女混合チーム部門又は女性チーム部門のいずれかの部門にエントリーし、ランナー1人あたり5キロ、チーム合計20キロを走破する団体競技です。

コースを簡単にご紹介すると、各ランナーは、まず「うんどろ広場」の芝生のトラックを1周してから、公園内の外周道路に飛び出します。左手に残堀川を見ながら並木道を北進し、公園の北西角まで走ってから、緩やかなカーブを右に曲がります。右手に「こもれびの丘」を見ながら最北端を東に進みます。しばらく走ると、左側に向かっていく上り坂があり、「こもれびの池」の周囲をぐるりと時計回りに走って、今度は南に向かいます。そのまま南に進み続けると、ようやく折返し地点が見えます。ここから、ほぼ同じコースを逆にたどって再び「うんどろ広場」を目指し、「うんどろ広場」のタスキ渡しゾーンで次のランナーにタスキをつなぎます。タスキ渡しゾーンは、「うんどろ広場」のトラックの第1コーナー付近であったため、正確には、第1走のランナーの走行距離は5キロ+a、第4走の走行距離は5キロ-aとなります。



タスキ渡しゾーンに向かってラストスパートをかける金澤弁護士

ところで、急に5キロ走ってくれと言われて、走破することは可能でしょうか。答えは、「ファイナンシャルランナーズ駅伝であれば、可能」です。もちろんコースの距離は、おそらく5キロきっかりで、おそらく何の偽装もありません(もともと実際に走ってみると、何度走っても5キロ以上の距離があるように感じてしまいますが...)。そして、2017年1月末以降の東京のタクシーの初乗

りの距離は約1キロですから、5キロという距離は、タクシーに乗ってもよい、非常に長い距離ということになります。では、何故、ファイナンシャルランナーズ駅伝であれば、5キロを走りきることができるのか。それは、一緒に仕事をしている仲間がつかいでくれた大切なタスキを、必ず次の仲間につなぎ、それを最後にゴールに届けなければならないという強い思い、箱根駅伝本戦への出場を目指す大学駅伝選手の汗と涙を毎年のように温かく包み込んでいる最高のコース、この2つが、年間5キロだけですが、ランナー達の身体を前へ前へと進めてくれるのです。

弊所のランナー達は、大会までに十分な練習時間を確保できなかつたり、直前まで仕事をしたりと必ずしもコンディションが万全でない中でも、しっかりと一歩ずつ前へ進み続けました。4キロの看板が見え、あと1キロ、さぞ1キロというところは、気力も体力も尽きかける距離です。ふと沿道を見ると、中務嗣治郎会長弁護士が自分たちに声援を送ってくれていました。50年間しっかりと前に進み続けている会長の姿を見ると、気力と体力が再び充実し、どんと足が前に動き出します。こうして、タスキをつないだ仲間、会長をはじめ応援にかけつけてくれた事務所の方々の力を借りて、弊所のランナー達全員が、笑顔の完走を果たしました(SKYチーム13位、SUNチーム101位)。そんな達成感、充実感を味わうことができた大満足の本大会でした。

今年も、ファイナンシャルランナーズ駅伝は、開催の予定とのことです。皆様も是非エントリーしていただき、自己新記録の樹立に挑んだり、仲間とタスキをつないで完走する達成感、充実感を味わってみてはいかがでしょうか。



ゴールテープを目の前にして思わず笑顔になってしまった小職

## 転ばぬ先の杖を握り締めて

弁護士 柿平 宏明



弁護士  
柿平 宏明  
(かきひら・ひろあき)

〈出身大学〉  
京都大学法学部  
フォーダム大学ロースクール  
(LL.M)

〈経歴〉  
2008年9月  
最高裁判所司法研修所修了  
(61期)  
大阪弁護士会登録  
弁護士法人中央総合法律  
事務所入所

〈取扱業務〉  
民事法務、商事法務、  
会社法務、家事相続法務、  
労働法務

「転ばぬ先の杖」、日本人が好きなことわざと言えるが、これを英語に直訳しても海外では全く通じないのである。「杖なんて折れたら終わりじゃないか」—エナメルで輝いた白い歯を見せながら笑う姿がありありと目に浮かぶ。私が海外生活をし、大学で法律を勉強したり、法律事務所で働いたりしている中で、転ばぬ先の杖を握り締めてながら日本人達がステンと転ぶ様を見続けてきた今では、確かに海外でそんな言葉を使っているのは日本人だけだったと納得する。

### 第1転「ただ、食べたくて…」

海外に行くと恋しくなるのが日本食である。私自身は、妻が家で日本食を作ってくれたおかげで、それ程恋しくなることもなかったが、知人に日本食料理屋に連れて行かれることも多かったのを感じている。もちろん、日本で食べる日本食の方が総じて美味しいことは言うまでもないが、いざ店に入れば大半は日本人である。皆、あたかも日本に戻ってきたかのように日本語で話し、日本食や日本酒を楽しんでいる。もはやそこは治外法権とも言べき日本人だけのセーフティゾーンである。そこに突然、警察がけたたましく英語で叫びながら突入し、有無を言わず逮捕される等夢にも思わないだろう。だが、実際に起こったのである。

詳細は割愛するが、男性従業員が尻を触られたとっていつの間にか通報したようである。そんなことで逮捕されるのか、男が尻を触られるなどあり得ないのではないか、触ったのでなく触れただけだろう、大体、男が尻を触られたところで…、と思われる方が実際のところは大半であろう。残念ながら、そんなことで逮捕されるのが海外である。法律によっては犯罪の疑いがあれば容赦なく逮捕されるし、LGBTに対する理解が進んでいる海外においては同性同士のセクシャルな犯罪を何も特異なことだとは思われないのである。

中にはこう思う方もいるだろう、「日本人がそのような悪事をする等思われていないのではないか」「日本人は信頼されているのではないか」。愛

国心は認めるが、そのような日本人最高伝説は神話でしかないのである。むしろ、外国人だからこそ、信用ならないと思われていると考えるのが賢明である。上記の逮捕の際にも、通報した現地人をそのまま信用するような心理が働いていた可能性は、否定までは出来ない。

外国人が逮捕された場合、問題は、その拘束自体もさることながら、コミュニケーションである。日本語を流暢に話す警察など、ほほいさないと考えた方が良い。もちろん通訳をつけることもあるが、それが被疑者の権利として必須かどうかは、まさに法律によることになる。結果として話せない言葉や拙い通訳で取り調べを受け、上手く進まないために身柄拘束が長期化する負のスパイラルに陥るのである。

私が経験した事件においては、無罪放免となったが、世の中にはそのまま有罪となった例も珍しくないのはニュースやバラエティ番組を見てもお分かりだろう。重要なのは、そういった事例が、日本人が安心だと思った場面、例えば上記のような日本食レストランをはじめ、日本人向けのイベントで起こっているということである。もちろん、本人としてはむしろ、気をつけたが故に選択したものだと思うが、実際に神経を使うべきは、そこだけではなかった、ということである。

私が海外生活を終えて帰国してから思ったのが、あまりにも日本人であることに対する根拠のない自信が根付いていることである。海外で勝負することはとても意味のあることであろうが、だからこそ絶対に失敗しないように全ての固定観念を捨てて挑むべきである。

転ばぬ先の杖を持つくらいなら、何事にも揺るがない程の強靱な足腰になれば良いだけである。

次回予告	「ご挨拶に伺わせていただきたく、お時間頂戴出来れば幸甚…」
------	-------------------------------

# ● 監査役の業務監査権限—適法性監査と健全性の確保

弁護士 森本 滋  
(オブカウンセル) (京都大学名誉教授)

## 1 序

前号において、監査範囲限定監査役について検討しました。今回は、業務監査権限を有する監査役の権限・役割について検討します。

## 2 取締役会の監督と監査役の監査

取締役会は、会社の重要な業務執行を決定し、代表取締役や業務担当取締役を選定し、これらの取締役に業務の執行を委ね、これらの取締役が、法令定款の定めや取締役会が決定した経営の基本的枠組みに従い、健全かつ効率的に業務を執行しているかどうか監督し、必要がある場合、これらの取締役の役職の変更(解職等)を行わなければなりません(会社362条2項)。取締役会による取締役の職務執行に対する監督は、重要な業務執行の決定権限と代表取締役等の人事権と裏表の関係にあり、効率性(経営判断の妥当性)のチェックが重要です。取締役会の監督は多数決原理を基礎に組織的に行われるのであり、適法性のチェックについては大局的概括的なものとならざるをえません。とりわけ、取締役には、取締役の職務執行に対する監視義務が認められますが、調査権や違法行為の差止請求権等は認められていないのです。

このため、昭和49年商法(会社法)改正法は、監査役の職務を会計の適法性監査から取締役の職務執行全般の監査に拡大し(会計監査機関から業務監査機関へ)、不祥事が顕在化する度に、監査役制度の改革が推し進められ、個々の監査役に、取締役や使用人に対する事業報告請求権や業務財産状況の調査権が付与されています(会社381条2項。子会社について3項4項参照)。このような立法経緯から、監査役は取締役の職務執行、すなわち、業務全般の適法性チェックのための監査専門機関であると解され、適法性監査は多数決になじまないとして、監査独立の原則が強調されています。

## 3 監査役による健全性確保機能

監査役は、監査権限を適切に行使して、取締役の職務執行を監査し、その集大成として監査報告を作成し(会社381条1項)、取締役会設置会社の定時株主総会の招集通知に際して監査報告を提供しなければなりません(会社437条)。

監査報告には、従来、会計事項の適正さと取締役の職務遂

行に係る不正の行為・法令定款に違反する重大事実が記載されていましたが(平成17改正前商281条ノ3第2項)、会社法は、内部統制システムや買収防衛策さらには親会社等との取引についての意見も記載することを求めました(会社規則129条1項・130条2項、計算規則127条1項・128条2項)。これらは、当該内容が違法かどうかでなく、相当でないかどうかについて判断(経営判断)することを求めるものです。さらに、監査役は、取締役の会社に対する責任追及の訴えを提起するかどうかの際しても、一定の経営判断をしなければなりません。また、従来から、取締役が株主総会に提出しようとする議案等について調査し、法令定款違反には該当しないが、著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を株主総会に報告するものとされていました(会社384条)。

以上の監査役の権限を根拠に、監査役は妥当性監査を行うといわれることがあります。しかし、これらは取締役会における効率性(利益の最大化目的)の監督とは異質のものです。他方、監査役は適法性の監査権限しか有しない監査機関であると強調することにも疑問があります。法律や会計の専門家でなくてもなれる監査役は、経営とは一線を画して、適法性のチェックだけでなく会社経営の健全性・公正さを確保するための監査機関であるということが適切です。

## 4 結語—監査役の役割

取締役は会社の最善の利益のために経営判断をすることが求められますが、効率性に目を奪われて長期的な企業価値の向上にとってマイナスとなる経営を行う危険があります。監査役には、会社経営の適法性と健全性を確保して、その会社の企業価値の向上に資する役割が認められるのであり、監査役は、会社経営の健全性・公正さを向上させるため幅広く監査し、取締役会等において意見を述べるのが求められます。

監査役は、個々の経営事項について、自らの経営判断を積極的に述べる義務はありませんが、自らの知見が会社のためになると思うときは、意見を述べるができます。監査役は、取締役と同じ会社役員なのであり、当該会社の長期的安定的な企業価値の向上のために取締役と協力することが妥当であり、とりわけ、社外監査役について、社外取締役と協力して、積極的に貢献することが期待されます。

### ●所属弁護士等

弁護士 中務嗣治郎	弁護士 岩城 本臣	弁護士 森 真二	弁護士 加藤 幸江	弁護士 村野 讓二	弁護士 安保 智勇	弁護士 中光 弘
弁護士 中務 正裕	弁護士 中務 尚子	弁護士 村上 創	弁護士 小林 章博	弁護士 錦野 裕宗	弁護士 鈴木 秋夫	弁護士 藤井 康弘
弁護士 國吉 雅男	弁護士 瀧川 佳昌	弁護士 金澤 浩志	弁護士 堀越 友香	弁護士 平山浩一郎	弁護士 古川 純平	弁護士 松本久美子
弁護士 山田 晃久	弁護士 柿平 宏明	弁護士 赤崎 雄作	弁護士 角野 佑子	弁護士 浦山 周	弁護士 鍛冶雄一 <small>(登記簿記載)</small>	弁護士 高橋瑛輝 <small>(登記簿記載)</small>
弁護士 岩城 方臣	弁護士 大澤 武史	弁護士 本行克哉 <small>(全額行株主)</small>	弁護士 山本 一貴	弁護士 西中 宇紘	弁護士 大口 敬	弁護士 浜田 将裕
弁護士 江藤寿美怜	弁護士 富川 諒	弁護士 山越 勇輝	弁護士 山本 浩平	弁護士 新澤 純	弁護士 鈴木 啓市	弁護士 小宮 俊
弁護士 池本 直記	弁護士 新 智博	弁護士 松井 立平	弁護士 大塚 由梨	弁護士 菊地 悠	弁護士 丸山 悠	弁護士 笠木 貴裕
弁護士 阿ダム・ニューハウス <small>(オランダ系)</small>	弁護士 森本 滋	客員弁護士 吉岡 伸一	弁護士 ルンダ・ローマン <small>(オランダ系)</small>	法務部長 寺本 栄	法務部長 角口 猛	